

大阪大学大学院情報科学研究科

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性	2
2. 研究科・専攻等の名称及び学位の名称	3
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	4
4. 教育方法, 履修指導方法及び修了要件	10
5. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	14
6. 取得可能な資格	15
7. 入学者選抜の概要	15
8. 教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色	18
9. 研究の実施についての考え方、体制、取組	21
10. 施設、設備等の整備計画	22
11. 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画	22
12. 管理運営	22
13. 自己点検・評価	23
14. 情報の公表	24
15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	26

1. 設置の趣旨及び必要性

情報科学研究科は、情報科学の発展のために情報科学の基礎分野を網羅するという思想のもとに、多数の小規模な専攻として組織設計され、2002年2月に設立された。学生は専攻・講座（研究室）に属し、専攻ごとの専門性の高い教育を実施することで、多くの優秀な情報・数理人材を輩出してきた。しかし、情報科学がすべての学術分野の基盤になりつつある今、教育や研究の実施に際して、多数の小規模専攻による組織の縦割化と硬直化という弊害が顕著になってきている。以下に、現状の研究科の組織構成に起因する課題を列挙する。

まず、教育・人材育成の観点から、国際的競争力を発揮するために、各専攻において講座単位で広く薄く分野を網羅するのではなく、時代の変化に伴う重要分野の変化に追従し、対象とする学術・研究分野の柔軟な選択と集中を行う必要がある。さらに、産業界の要請や学生の将来的な活躍の場を広げるために、高度な専門性に加えて広範囲の学識を身に付ける必要がある。そのため、情報科学を大括りすることでカリキュラムを柔軟に構成し、旧来の専攻の垣根を越えた教育体制を実現する必要がある。

情報科学研究科は、文部科学省博士課程教育リーディングプログラム・ヒューマンウェアイノベーション博士課程プログラム（HWIP）を主部局として推進し、文部科学省の助成終了後も教育プログラムとして継続・発展させた。HWIPは、基礎工学研究科及び生命機能研究科と連携して、情報・生命・認知等の融合研究を推進するリーダー人材の育成を目的としており、2025年度からは連携型の学位プログラムとして再始動している。さらに、大阪大学では、大学・高専機能強化支援事業において、デジタル分野に関係する学部組織（工学部・基礎工学部）の学生定員を2025年度より増加し、教育・研究の高度化を進めている。このように、情報科学を中心とする他の学問領域との連携学位プログラムや全学規模の情報教育は、大阪大学を含め今後の大学教育の重要な方向性である。そのため、学問領域や部局をまたぐ学位プログラムや教育プログラムを実現する上で、旧来の情報の学問体系に基づく小規模専攻による縦割り化された組織よりも、情報科学が大括り化された体制の下で、最新の重要課題を考慮した領域・グループを柔軟に構成可能な組織が適切である。

次に、研究の観点では、情報科学分野の性質上、社会課題解決に向けて複合的問題を取り扱う必要があるため、分野融合によって情報科学の高度化を図る必要がある。特に、あらゆる学問領域、社会問題等の解決のために、AI・データ科学と他分野の連携が必須となる。さらに、時代によって重要課題が変遷するため、その時々的重要課題を考慮して異分野と協業する研究体制を柔軟に構築する必要がある。

以上の課題を考慮して、情報科学研究科では、情報・数理分野を網羅した6つの小規模専攻を統合した情報科学専攻を設置し、時代に伴う重要分野・課題の変遷への追従や他分野との連携を可能とする柔軟な教育・研究の体制を確立する。

なお、この組織再編は、学部、大学院（前期課程、後期課程）を連動し、シームレスかつ高度な教育・研究を提供することを目的の一つとしている。一方、情報科学研究科では、前

期課程及び後期課程において一定数の外部生（過去5年間で前期課程では13.7%、後期課程では14%が外部生）が入学している。そのため、組織再編では、前期課程や後期課程からの入学者が高度な教育・研究の恩恵を享受できるように、前段（前期課程では学部、後期課程では前期課程）の教育を受けていなくとも支障がないカリキュラムを設計する。組織再編により再編前よりも質の高い教育・研究を提供できるため、再編時の前期課程の入学生が後期課程に入学する際（年次進行）ではなく、前期課程と同時に後期課程の再編を行うことが望ましい。

2. 研究科・専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科と専攻の名称

研究科の名称は「情報科学研究科：The Graduate School of Information Science and Technology」のまま変更しない。

専攻は、2専攻とし、以下のとおりの名称とする。

情報科学専攻：The Department of Information Science and Technology

情報基礎数学専攻：The Department of Pure and Applied Mathematics

情報科学専攻については、既設の6専攻を1専攻に統合するものであり、情報科学に関する幅広い学問分野を包括する名称とする。なお、情報科学を英語に直訳するとTechnologyは含まれないが、情報科学研究科では科学的観点だけではなく、技術的観点を重視した教育・研究を推進している。そのため、情報科学専攻においても、研究科の名称と同様に、専攻の英語名にTechnologyを含める。情報基礎数学専攻については、従来どおりである。

(2) 学位の名称

授与する学位は、従来と同じく、いずれの専攻においても次のとおりとする。

修士（理学）：Master of Science

博士（理学）：Doctor of Philosophy

修士（情報科学）：Master of Information Science and Technology

博士（情報科学）：Doctor of Philosophy in Information Science and Technology

修士（工学）：Master of Engineering

博士（工学）：Doctor of Philosophy in Engineering

ただし、連携学位プログラムであるヒューマンウェアイノベーション学位プログラム及び量子情報科学学位プログラム、並びに超域イノベーション博士課程プログラムを修了・履修した博士の学生については、学位にその旨が付記されるほか、大阪大学学位規程に基づき、専攻分野が学際領域等に係るもので、教授会の議を経て総長が適当と認めたときは、学位に付記する専攻分野の名称として（学術）と付記し、「博士（学術）」（Doctor of Philosophy）を授与する場合がある。

(3) 複数の学位名称を設定する理由

情報科学専攻は、既設の6つの専攻を1つの専攻に統合するもので、情報科学研究科が掲げる4つの重点課題（デジタル改革のための仮想世界と実世界の融合、ビッグデータと人工知能の融合、生命情報にかかる科学的解明と情報通信技術への適用、リブートコンピューティング）を強力に推進する目的で新たに設置するものであり、同専攻には3つの研究領域を設定し、各領域に複数の研究グループが構成されることになる。このように既設の情報基礎数学専攻を含め、情報科学研究科は多様な研究分野を有していることから、従前のおり複数の学位名称を設定することで、学生の専門分野に応じた柔軟な学位授与を可能とする。

(4) 学位名称を決定するプロセス

情報科学研究科に入学した学生は、研究室（専任講座、協力講座等）配属を経て、修学中の研究計画（研究の目的と概要、学会発表、論文作成計画等）を立案し、書面で指導教員に対して提出する。指導教員は学生が立案した研究計画を踏まえ、学生の指導方法、内容、計画等を副指導教員や学生と相談して「研究指導計画書」を策定し、学生を指導する。学生は学年末に自らが立案した計画の達成状況を指導教員に対して報告し、指導教員はその進捗状況を受けて、副指導教員と相談のうえ、研究指導方法の見直し等を行い、学生に対しその内容をフィードバックする。

以上のような研究計画、指導のプロセスの中で、学生が研究する専門分野の内容に最も適した学位名称を決定する。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

【資料1】情報科学専攻の教育目標

【資料2】情報科学専攻のカリキュラム・ポリシー

【資料3】情報科学専攻博士前期課程で養成する人材像と3ポリシーとの関係

【資料4】情報科学専攻博士後期課程で養成する人材像と3ポリシーとの関係

【資料5】情報科学専攻（博士前期課程）のカリキュラムマップ

【資料6】情報科学専攻（博士後期課程）のカリキュラムマップ

【資料7】情報科学専攻の時間割

(1) 教育課程の編成

本学は、一年間の授業期間を春、夏、秋、冬学期の四つに分ける四学期制を採用している。一学期あたりの授業開講期間は8週とし、学期の区分ごとに開講する授業科目をターム科目、春学期から夏学期または秋学期から冬学期にまたがって開講する授業科目をセメスター科目、通年にわたり開講する授業科目を通年科目として位置づけている。また、単位数に関しては、大学設置基準第21条及び大学院設置基準第15条に基づく情報科学研究科規程第4条3項において、講義科目は15時間、演習科目は30時間、実験及び実習科目は45時間をもって1単

位と定め、十分な学習時間と機会を確保しており、後述する（２）博士前期課程の教育課程及び（３）博士後期課程の教育課程に記す課程ごとの様々な授業科目を組み合わせて開講することで、教育効果を上げる仕組みを構築する。

（２）博士前期課程の教育課程

博士前期課程では、情報科学分野の広い領域を横断的に、さらに基礎から応用までを縦断的に深く探求できるための基礎的素養ならびに専門性と学識・教養・国際性・デザイン力を涵養できる体系的なコースワークを編成している。このコースワークは、講義を主体とする専攻基礎科目に加え、分野横断的な専攻境界科目、プロジェクト型演習科目、セミナー科目、研究科共通科目、インターンシップ科目などで構成されている。これら情報科学技術における高度な授業とともに優れた研究指導のもと、修士学位論文を執筆する。

- 専攻基礎科目

専攻ごとの高度な専門性と深い学識を獲得するための専攻基礎科目は、専攻内の各研究室から提供される高度な講義科目に加え、産業界等外部から講師を招いて最新の技術動向をカバーする特別講義科目を履修することにより、自らの研究の社会とのかかわりを考察・議論する力を身につける。

- 専攻境界科目

周辺の重要分野を網羅した分野横断的な専攻境界科目を履修することにより、情報科学に関する知識を基盤として、情報科学分野の技術を縦断的に俯瞰する高度な教養を習得する。

- 高度教養教育科目

他研究科が開講している科目を履修することにより、専門教育以外の学習機会を通じて身につける複眼的かつ俯瞰的な視点、専門教育において修得した高度な専門知識・技能を活用して実社会における課題を解決するための高度汎用力を涵養する。

- 研究科共通科目

研究科共通科目では、技術者・研究者としての素養を身につけるために、情報科学に関連する高い倫理観や国際性を涵養する英語コミュニケーション能力を身につけるための高度国際性涵養教育科目を開講している。

上記のうち、高度教養教育科目を除くすべての科目は情報科学研究科が開設する専門教育科目であり、英語により実施される一部の科目は国際性涵養教育科目として指定されている。また、情報科学専攻の専攻基礎科目は、以下の科目群で構成されている。

- 研究科目

修士学位論文を提出するために、指導教員による優れた研究指導のもとで研究を遂行し、社会・学問における新たな課題を発見し、課題解決の道筋を構想するためのデザイン力を養う。

- 講義科目。情報ネットワーク系科目群、情報システム系科目群、情報数理系科目群、データ・AI系科目群、生命・人間情報系科目群、メディア・ソフトウェア系科目群に分類され、情報科学専攻を構成する6つの研究グループにおける高い専門性と深い学識を涵養する（各領域及び研究グループの内容・特色については、「8. 教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色」にて後述）。これらに加え、本研究科の重点4課題（デジタル改革のための仮想世界と実世界の融合、ビッグデータと人工知能の融合、生命情報にかかる科学的解明と情報通信技術への適用、リブートコンピューティング）に対する理解を深めるための導入的な科目を提供する。
- プロジェクト型演習科目。学生の自主的な学びを特に求めるプロジェクト型演習科目では、各自の研究に関わる最新の情報処理、アルゴリズムの開発、計算機シミュレーション、生物実験法、物理実験法に取り組み、これらの結果の報告や議論を通じて、人と協働して問題を解決する能力を養う。
- セミナー科目。自身の考えや技術的な事柄を明確に説明する能力を養うことを目的として、学生は世界の最先端研究を調査し、その内容を所属研究室において紹介するとともに、修士学位論文の中間発表を実施する。さらに、自身の指導教員とは異なる教員との質疑応答を通じて、ディスカッション能力を養う。
- 特別講義科目。産業界等外部から講師を招いて最新の技術動向をカバーする特別講義科目を履修することにより、自らの研究の社会とのかかわりを考察・議論する力を身につける。
- インターンシップ科目。実地体験を主体とするインターンシップ科目では国内外の企業や研究機関において実践力や国際性を育成する。

（3）博士後期課程の教育課程

博士後期課程における教育課程の核は、指導教員による研究指導のもとで博士学位論文を執筆することにある。ただし、独立した研究者としての素養を涵養することも重要であるため、専門科目内のセミナー科目の履修により、自身の研究内容を他人に説明するプレゼンテーション能力を向上させる。また、国内外の研究機関、企業、公的機関や地方自治体を訪問して実践力や国際性の涵養を図るインターンシップ科目の実習を通じて、自らの適性・能力や産学の連携研究の重要性について認識させ、就職に対する意識の向上を図る。

- 専門科目
講義、演習またはセミナー形式で実施する専門科目を履修することにより、情報科学分野における先端技術を身につけ、新しい学術的価値を生み出す能力を養う。
- インターンシップ科目
実地体験を主体とするインターンシップ科目では国内外の研究者、技術者との共同プロジェクト等におけるリーダーシップ力を身につけ、国際性を涵養する。
- 研究指導

情報科学分野の発展に貢献する研究内容を遂行し、高い倫理観をもって新しい社会的価値を創出できる能力を養う。

(4) インフォメーションテクノロジー英語特別コースの教育課程

情報科学専攻の博士前期課程及び博士後期課程に、英語のみで学修できるインフォメーションテクノロジー英語特別コース（以下、英語特別コース）を設置する。英語特別コースの教育課程は日本語による一般のコースと基本的に同一であり、我が国において標準的な4月入学に加え、海外で一般的な10月入学のための教育課程を編成している。多様な国々からの留学生を受け入れるだけでなく、日本人学生が留学生と同じ科目を英語で履修することにより、双方の国際性を涵養できるようにする。

(5) 各研究グループにおける教育の考え方

情報科学専攻を構成する各研究グループにおける教育の考え方と各研究グループが提供する講義科目の構成について述べる。情報科学専攻の学生は、自身の興味や目指す将来の人物像に応じて、講義科目を自由に選択し、高度な専門性と深い学識を涵養する。

<情報ネットワークグループ>

情報ネットワークは現代の情報社会において不可欠な基盤である。本研究グループでは、高度情報通信社会を形成する知的情報ネットワークを構築するための教育・研究を行い、5G/6G・IoT、クラウド・スーパーコンピュータ、スマートシティ・XR（拡張現実・仮想現実）など、情報ネットワークの観点から革新的な基盤技術と応用技術を幅広く学ぶ。そのために、ネットワークシステム、ネットワークデザイン論、コンピューターネットワークング、情報ネットワーク構築論、高性能計算機システム運用論、アルゴリズム設計論からなる情報ネットワーク科目群を構成する。

<情報システムグループ>

情報システムの設計・実装を目的としたアルゴリズムや構成・評価検証等に係る先導的な教育研究を行い、ハードウェアからソフトウェアにいたる様々な情報技術を統合することで、情報社会基盤を担う情報システムを信頼性高く実現するための技術を学ぶ。そのために、先進情報システム論、ディペンダブルシステム、並列計算論、組込みシステム設計論、生体センサ工学、サイバーレジリエンス特論からなる情報システム科目群を構成する。

<情報数理グループ>

数理学と応用物理学を両輪とした学際領域において、実世界の現象や諸課題を記述・解明するための基礎的理論や、様々な物理現象や数理構造を活かした新奇の情報技術をもとに、情報科学を支える基盤の形成に貢献する専門家・研究者を育成する。そのために、計算情報数理、意思決定と制御、非線形現象論、光情報工学からなる情報数理科目群を構成する。

<データ・AIグループ>

多様なデータを管理活用する技術領域（データ工学、セキュリティ、ビッグデータ、機械

学習システム、計算社会科学、ビジネスプラットフォーム)において、理論の追求と社会価値創造を目指す。そのために、データアナリティクスと大規模言語モデル、データ・知識管理、先進機械学習論、データマイニングと時系列解析、合成データ生成論、情報セキュリティ、ITコンサルティング、先端AI基礎、先端AI実践からなるデータ・AI科目群を構成する。

<生命・人間情報グループ>

情報科学の先端的知識と、生物学・生物工学・人間科学に関する基礎知識を有機的に統合することにより、情報科学と医学・工学・生物学の両者にまたがる学際領域において指導的役割を果たす研究者・技術者を育成する。そのために、代謝情報工学、バイオ情報計測学、先端生物情報融合基礎論、認知脳科学、生物分子情報解析、バイオネットワーク工学、ヒューマンインタフェース設計論、人間情報工学論、サイバネティックアバター論からなる生命・人間情報科目群を構成する。

<メディア・ソフトウェアグループ>

情報科学の理論と応用の両面に焦点を当て、学術的な探求を通じて社会的な貢献を追求する。社会の様々な分野での技術的な課題に対処し、持続可能な社会へ貢献できるメディア工学ならびにソフトウェア工学の専門家を育成する。そのために、コンピュータビジョン、パターン認識、マシンビジョン・ロボットビジョン、サイバーフィジカルシステム、ソフトウェア開発論、実践ソフトウェア工学からなるメディア・ソフトウェア科目群を構成する。

上記の講義科目に加え、情報科学研究科の重点4課題(デジタル改革のための仮想世界と実世界の融合、ビッグデータと人工知能の融合、生命情報にかかる科学的解明と情報通信技術への適用、リブートコンピューティング)に対する理解を深めるための導入的な講義科目を各研究領域から提供する。

- 先端情報科学基礎論Ⅰ. 生命情報のICTへの適用(生物工学、代謝工学、神経科学、バイオインフォマティクス・情報通信)及び仮想世界と実世界の融合(仮想・拡張現実、デジタルツイン、インタラクション、インタフェース、コンピュータビジョン)に関する内容を扱う。
- 先端情報科学基礎論Ⅱ. リブートコンピューティング(高度有線・無線通信、セキュリティ、センシングシステム・IoT、高性能計算・デバイス、量子計算)に関する内容を扱う。
- 先端情報科学基礎論Ⅲ. ビッグデータと人工知能の融合(情報数理学、AI基礎理論、機械学習モデル、ビッグデータ、AI応用システム)に関する内容を扱う。

なお、上記の講義科目のうち、高性能計算機システム運用論、生体センサ工学、サイバーレジリエンス特論、合成データ生成論、ITコンサルティング及び認知脳科学については、大学・高専機能強化支援事業(成長分野)に関連して令和11年度に開講予定であった科目を前

倒しで新規開講するものである。

(6) 教育課程の特色

情報科学研究科が設立された 2002 年当初より、以下の特長を持つ教育研究を遂行している。

- 情報科学の基礎分野の教育研究として理学系の数学分野が参画する
- バイオ情報に関する教育研究を遂行する
- 高度なネットワーク技術を中心とした教育研究を展開する
- 社会的課題解決などにつながる実践的なソフトウェア技術を扱う教育プログラムを実施する
- 情報関連システムを構成するハードウェア・システムに加えて、情報コンテンツの高度処理を総合的に扱う教育研究を推進する
- 上記の融合分野、他の専門分野との境界領域に係る新しい人材を積極的に育成する

これらの取組を継続的に強化した成果として、博士課程教育リーディングプログラムなどの活用により、情報科学、生命科学や認知・脳科学などの融合領域における先導的な研究の遂行とグローバルに活躍するリーダー人材の育成を推進し、国による支援終了後も学位プログラムとして定着させている。具体的には、以下に挙げるプログラムを複数の学内外局との連携により実施しており、本研究科の博士前期課程・博士後期課程の学生のうち、それぞれのプログラムの選抜に合格した者が受講できる。

- 分野連携大学院プログラム「ヒューマンウェアイノベーション学位プログラム」
- 特定分野大学院プログラム「量子情報科学学位プログラム」
- 卓越大学院プログラム「多様な知の協奏による先導的量子ビーム応用卓越大学院プログラム」
- リーディング大学院プログラム「超域イノベーション博士課程プログラム」
- 大阪大学理工情報系オーナー大学院プログラム

(7) 10月入学の教育課程

本研究科は、標準的な4月入学に加え、10月入学の学生を受け入れる。入学定員の多くは、4月入学に割り当て、留学生や社会人を想定する10月入学の定員は若干名とする。10月入学の教育課程は、4月入学の教育課程と同一である。修士の学位論文審査は年2回、博士の学位論文審査は年4回実施し、4月入学及び10月入学のいずれも【資料7】に示す同じ時間割のもとで、標準修業年限内での学位取得が可能である。必修科目となる情報科学研究をはじめ、情報科学演習、情報科学セミナーといった研究や演習科目については、所属研究室の教員が学生と相談のうえ、具体的な課題を決め授業を進める形式をとることから、入学の時期によって教育の差異が生じることはなく、4月入学及び10月入学のいずれも教育課程の体系

性を十分に確保できる体制を整える。

4. 教育方法、履修指導方法及び修了要件

上述した教育課程に基づき、本研究科ではすべての学生に対して、指導教員ならびに副指導教員を1名ずつ割り当て、標準修業年限内に学位を取得できるように指導を行う。以下に、各科目の配当年次にしたがって作成した典型的な履修スケジュールを示す。以降では、これらの内容について説明する。

博士前期課程		博士後期課程		
1年	2年	1年	2年	3年
研究科目 研究指導	研究科目 研究指導 修士論文審査	研究指導	研究指導	研究指導 博士論文審査
専攻基礎科目	専攻基礎科目	専門科目		
インターンシ ップ科目	インターンシ ップ科目	インターンシ ップ科目	インターンシ ップ科目	
セミナー科目 プロジェクト型 演習科目				
専攻境界科目	専攻境界科目			
研究科共通科目				
高度教養教育科 目	高度教養教育科 目			

(1) 教育方法

博士前期課程では、主に1年次において高度な専門性の基礎となる学識を涵養し、2年次において修士学位論文の核となる研究活動に注力できるように各科目の配当年次を定めている。

修士学位論文を執筆するために欠かせない必修科目の研究科目、選択必修科目のプロジェクト型演習科目、選択科目のセミナー科目は1年次に履修する。ただし、これらのうち、研究科目は2年次においても選択科目として開講される。2年次の研究科目を選択科目としている理由は、後述する短縮修了制度のためであり、短縮修了しない学生は2年次においても研究科目を履修する必要がある。いずれの科目も10月入学の学生が4月入学の学生と同じ科目を履修できるように、通年科目ではなく前期と後期に分けて開講する。

研究科目では、修士学位論文を執筆するために、指導教員の指導のもとで研究活動に取り組む。後述する研究指導計画書を毎年作成し、計画に基づいて研究活動に従事したのちに、

年度末に計画に対する報告書を作成することで次年度以降の研究活動に役立てる。

プロジェクト型演習科目とセミナー科目は、学生の所属研究室の専門性に鑑みて研究グループごとに実施する。前者では、学生は研究室で与えられた課題を解決するためのアルゴリズム開発、プログラム開発、計算機シミュレーション、生物実験法や物理実験法に取り組むことで実践力を養い、後者では、自研究室における文献調査や中間発表における他教員からの指導を通してプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を養う。

講義を主体とする専攻基礎科目、分野横断的な専攻境界科目ならびに高度教養教育科目については、学生の希望や指導教員による履修指導に基づいて履修科目を決定する。教育上主要と認められる授業科目、すなわち研究科目、プロジェクト型演習科目及びセミナー科目は実質的に必修であり、あわせて 16 単位になる。また、高度教養教育科目には 2 単位を割り当てていることから、修了要件の 30 単位に対して残りの 12 単位を、学生自身の興味や目指す将来の人物像に応じて、各研究グループの推奨科目群から講義科目を自由に選択し履修する。このような専門性と学識・教養・国際性・デザイン力を涵養する情報科学技術における高度な授業とともに優れた研究指導のもと、修士学位論文を執筆する。

博士後期課程では、独立した研究者として研究を遂行できるようになるために、博士学位論文の作成に向けて自主性を重んじた研究指導を行う。研究指導により、情報科学分野の発展に貢献する研究内容を遂行し、高い倫理観をもって新しい社会的価値を創出できる能力を養うとともに、情報科学分野における高度な専門的知識を習得するための専門科目に加え、研究グループごとに開講するセミナー科目やインターンシップ科目などを履修する。

博士前期課程及び博士後期課程ともに、修得すべき単位数は多くとも年間で 20 単位程度であり、履修科目の登録上限を定める CAP 制は導入しない。また、SecCap プログラム（実践セキュリティ人材育成コース）などの他大学で開設している科目の履修は、関連する組織間の協定のもと、学生の希望に応じて認める。

（2）履修指導方法

入学直後に研究科全体の入学ガイダンスを実施したのちに、研究グループごとに履修ガイダンスを実施する。各々の学生に対して、指導教員ならびに副指導教員が 1 名ずつ割り当てられ、学生ごとに研究指導計画書を毎年作成する。研究指導計画書は、学生自身による研究計画に加え、教員による所見を記入したものである。年度末には計画に対する報告書を作成し、学生の研究活動ならびに教員の指導に対する PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルを回して研究指導の改善を図る。

（3）修了要件

博士前期課程の修了要件は、学生の所属する専攻ごとに異なるが、研究科として共通する要件は以下の通りである。

- 専攻基礎科目 22 単位以上を含め、30 単位以上を修得し、研究指導を受け、修士論文の

審査に合格すること

- 当該 30 単位には、専門教育科目 22 単位以上、高度国際性涵養教育科目 1 単位以上、高度教養教育科目 2 単位以上を含めること

なお、英語特別コースの修了要件は上記と同一である。また、博士後期課程への進学を促すための短縮修了制度を設けており、短期修了者は上記の修了要件を満たすことに加え、優れた研究業績を挙げることが必要である。

博士後期課程に関しては、セミナー科目やインターンシップ科目を含む専門科目から 4 単位以上を修得し、博士論文の審査に合格することを修了要件としている。

(4) 研究グループごとの履修モデルと養成する人材像

組織再編後に設定する研究グループごとの履修モデル（推奨科目群）と養成する人材像を【資料 8】に示す。履修モデルとしては、(1) 教育方法で示した必修科目の研究科目（情報科学研究 Ia、情報科学研究 IIb）、選択必修科目のプロジェクト型演習科目（情報科学演習 I、情報科学演習 II、情報科学セミナーI、情報科学セミナーII）など、教育上主要と認められる科目を 16 単位履修し（授業科目の構成については【資料 5】参照）、それに加え、【資料 8】や以下に示すグループ毎の養成する人材像に則り、推奨科目群を選択、履修する。また、養成する人材像は一つに限定されるわけではない。例えば、情報システム科目群とデータ・AI 科目群からの講義科目を履修することにより、IoT センサ等により現実世界の状況に応じて動作するフィジカル AI に精通した人材を育成できる。このように、社会から要求される情報系人材は時代とともに変遷していくことから、柔軟かつ迅速に対応できる人材育成体制を採用している。

<情報ネットワークグループ>

情報インフラを熟知したうえで社会課題の解決やイノベーション創出に貢献する人材、信頼性と安全性の高い情報インフラの構築・運用を担う人材の育成を狙いとしている。これに向けて、情報ネットワーク科目群では、ネットワークや分散システムの構築・設計・運用の実践力に加え、高性能計算システムの理解、多様な計算基盤における効率的なアルゴリズムの設計能力を養い、情報ネットワークの基礎から応用までの知識と技術を体系的に身につける。

<情報システムグループ>

情報システム科目群を構成する科目は、先進的な情報システムの構築法や並列処理技術、組み込み機器の設計、生体センサの応用、サイバーレジリエンスに優れたシステムの実現に関する知識を体系的に学び、複雑かつ多様な要求に応える高度 ICT 人材の育成を狙いとしている。これによりシステムアーキテクトやセキュリティの専門家・研究者として必要な高度なシステム設計力と信頼性・安全性への対応力を身につける。

<情報数理グループ>

情報数理科目群を構成する科目は、データ解析や数理モデルの基礎となる計算情報数理、最適な判断や動作を導く意思決定と制御の理論、複雑な現象を扱う非線形数理解析、及び物理と情報をつなぐ先進的な光情報技術を学ぶことで、実世界の課題に数理的アプローチと物理的思考で取り組む高度専門人材の育成を狙いとする。これによりデータサイエンティストや数理最適化の専門家・研究者として必要な数理的思考力と応用力を養うことを目的とする。

<データ・AI グループ>

データ・AI 科目群は、大規模言語モデルや機械学習、データマイニングなどの先端的手法に加え、情報セキュリティや IT 戦略の実践的知識を学ぶことで、データ駆動型かつ安全性を重視したシステム開発・運用ができる人材の育成を狙いとする。これにより AI の専門家・研究者やセキュリティの専門家・研究者として活躍するための高度なデータ活用能力と安全な情報システム設計の素養を養うことを目的とする。

<生命・人間情報グループ>

生命・人間情報科目群は、生体情報の解析・活用技術、脳や認知の理解、人間とシステムのインタラクション設計などを学ぶことで、先端的かつユーザー志向のシステムやサービスの開発に貢献できる高度専門人材の育成を狙いとする。これにより生命科学と情報技術の融合領域を開拓し活躍する研究者や専門家を輩出する。

<メディア・ソフトウェアグループ>

メディア・ソフトウェア科目群は、画像認識やパターン認識などの視覚情報処理の基礎から、信頼性の高いソフトウェア設計・開発手法までを学び、先端的かつ実用的な技術力を備えた人材の育成を狙いとする。これにより CV (コンピュータビジョン) の専門家・研究者やソフトウェアの専門家・研究者として必要な理論的知識と実践的スキルを体系的に習得させることを目的とする。

(5) 学位論文審査

修士学位論文の審査は、学生の所属する研究グループの教員全員が実施する。作成された修士学位論文に基づいて修士学位審査を行い、情報科学に関連した情報科学技術分野における研究能力を有し、専攻分野の発展に貢献する研究内容を含んでいると判断された場合に学位を授与する。なお、標準修業年限内での修了を目指すために、学生は修士学位論文の中間発表を行い、他研究室の教員からのコメントを自身の研究活動に役立てる。また、博士後期課程への進学を促すことを主な目的として、優れた研究業績を挙げた博士前期課程の学生に対する在学期間短縮修了制度を設けている。学生の所属する研究グループにおいて、指導教員からの在学期間短縮修了の申し出について妥当性を協議し、専攻長会での審議を経て、その可否を判断する。

博士後期課程の学生に対しては、当該グループの責任において予備審査を行い、申請論文が学位審査を行う価値があるか否かを判断する。なお、予備審査においては、事前に当該論文に剽窃がないことを確認のうえ審査する。予備審査を通過した者に対する学位審査委員会

を、本研究科の教員 3 名以上で組織する。学位審査委員会は、教授 2 名以上とし、他に本研究科准教授を含めることができる。また、必要に応じて、他研究科・他の大学院等の教授・准教授または適格審査で適格と判定された特任教授・特任准教授または招へい教授・准教授を含めることができる。提出された博士学位論文は学位審査委員会にて厳正に審査され、情報科学に関連した情報科学技術分野における十分な学術的価値を有するとともに、独立した研究者として研究を遂行できる能力を有し、当該論文の学術内容の社会に対する貢献が認められると判断された場合に学位を授与する。学術的価値とは、未知の事象・事物の発見、新しい理論の構築・展開、新しい技術・機器・手法・アルゴリズムの開発・発明・応用、新しい学問的概念の提出など、学理とその応用に関する重要な貢献をなすものを指す。

【資料 9】大阪大学大学院情報科学研究科学位（博士）審査内規

【資料 10】博士論文における剽窃の防止に関する申合せ

（6）留学生の受入体制

情報科学研究科は、本学国際機構国際教育交流センターとの連携のもと、来日前のビザ取得から留学生に対する支援を実施している。同センターでは留学生を対象とした日本語教育科目を提供しており、留学生は自身の日本語能力に応じた日本語学習プログラムを履修できる。また、日本語が堪能でない留学生への支援を目的としたチューター制度を本研究科に設け、来日直後から生活面を含めて研究活動を円滑に開始できる体制がある。さらに、私費留学生に対しては民間奨学金の応募を支援するために情報提供を行っている。在籍管理や履修指導の点は、日本人学生と同様の支援体制であり、個々の学生に対して指導教員ならびに副指導教員が割り当てられ、標準修業年限内に学位を取得できるよう指導している。

5. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本学は、大阪大学学部学則第 10 条の 2 の 2 第 2 項及び大阪大学大学院学則第 6 条第 3 項において、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で、学生に授業を履修させることを認めており、本研究科の一部の授業科目において、WEB 会議システム（Zoom 等）や学習管理システム（LMS：Learning Management System、本学では CLE（Collaboration and Learning Environment）等が該当）といった、オンラインツールを使用したメディア授業を実施する予定である。

メディア授業については、WEB 会議システムを使用した同時双方向型とインターネットや学習管理システム上に掲載した資料、教材、動画などを学生に閲覧させる非同時双方向型を考へており、WEB 会議システムを通じて、教員と学生双方が映像・音声等による質疑応答や意見交換を行い、また、配信した講義内容を学生が視聴し、学生からの教員に対する質問の機会を確保することで、対面での授業と同等の教育効果を有する形を想定している。

なお、学生がメディア授業を受講する際の施設として、本研究科内に IST コモンズというスペース（部屋）を用意している他、建物内には無線 LAN を整備しており、学生が自宅以外

でメディア授業を受講することに支障がないようにしている。

また、メディア授業の実施にあたっては、授業担当教員から「メディア授業（同時双方向型）実施報告書」の提出を必須としており、開講されるメディア授業数も正確に把握するよう努める。

6. 取得可能な資格

情報科学研究科情報科学専攻において取得可能な資格は下記のとおりである。

- ・中学校教諭専修免許状（数学）

一種免許の資格を得たうえで、博士前期課程の専攻毎に定める「大学が独自に設定する科目」を24単位修得し、博士前期課程を修了することで専修免許状を取得可能である。

- ・高等学校教諭専修免許状（数学）

一種免許の資格を得たうえで、博士前期課程の専攻毎に定める「大学が独自に設定する科目」を24単位修得し、博士前期課程を修了することで専修免許状を取得可能である。

- ・高等学校教諭専修免許状（情報）

一種免許の資格を得たうえで、博士前期課程の専攻毎に定める「大学が独自に設定する科目」を24単位修得し、博士前期課程を修了することで専修免許状を取得可能である。

7. 入学者選抜の概要

（1）アドミッション・ポリシー

大阪大学のアドミッション・ポリシーのもと、以下に示す修学・研究に必要な能力・適性を考査し、選抜する。

<博士前期課程>

- ・一般選抜
- ・学部3年次学生を対象とする特別選抜
- ・外国人留学生対象特別選抜

各専門分野における研究に必要な基礎的・専門的知識、思考力および論述能力を考査する筆記試験と、研究能力、意欲、適性などを判定する口頭試問に加え、出身（在籍）大学の成績、TOEIC等英語能力の成績等を総合して選抜する。

- ・推薦入学特別選抜
- ・インフォメーションテクノロジー英語特別コース選抜

研究能力、意欲、適性などを判定する口頭試問および出身（在籍）大学の成績、TOEIC等英語能力の成績等を総合して選抜する。（インフォメーションテクノロジー英語特別コース選抜については、必要に応じて、各専門分野における研究に必要な基礎的・専門的知識、思考力および論述能力を考査する筆記試験を課す場合あり）

<博士後期課程>

- ・一般選抜
- ・インフォメーションテクノロジー英語特別コース選抜

研究能力、意欲、適性などを判定する口頭試問および修士論文、出身（在籍）大学の成績、TOEIC 等英語能力の成績等を総合して選抜する。（必要に応じて、各専門分野における研究に必要な基礎的・専門的知識、思考力および論述能力を考査する筆記試験を課す場合あり）

なお、本研究科のアドミッション・ポリシーを以下に示す。（社会人特別選抜については、既設の情報基礎数学専攻のみ対象）

情報科学技術は、シャノンの情報理論に始まり、その後ハードウェア、ソフトウェア、コンテンツへとその対象領域を拡大させ、さらにそれらを体系化することで抽象的で再利用可能な知識となり、独自の学問体系が構築されてきました。さらに、データから価値を見出し、知識を生み、そして知能へと進化を続けています。情報科学研究科では、情報科学の根幹はもちろん、生命科学・数学・数理科学などの情報科学の基盤となる分野や技術開発において優れた研究実績を生みだしています。これらを本研究科のもつシーズとしてさらに強化し、関連分野の発展を支え、研究成果を社会に還元することで、「地域に生き世界に伸びる」国際研究開発拠点を目指します。

このような理念に従い、本研究科は大阪大学のアドミッション・ポリシーのもと、以下のようにアドミッション・ポリシーを定めます。

<博士前期課程>

【求める人材像】

国内外を問わず、高度な情報社会の実現を可能にする情報科学技術の確立と深化を担う意欲を持った学生を求めます。このため、理工系の学部で情報科学技術を学んできた人、情報科学技術の生物学や医学などへの応用や展開に興味を持つ人を求めます。さらに、幅広い人材を求めていることから、生命科学・数学・数理科学などの勉学や研究に取り組む意欲がある人、すべての学術領域と関わり合うことから、情報科学技術以外の分野を学んできた人も求めます。国内に限定することなく、海外からも秀でた学生を求めます。

【入学者選抜の基本方針】

上記のような人材を受入れ、また多様な学生を確保するため、本研究科は一般選抜、社会人特別選抜、推薦入学特別選抜、学部3年次学生を対象とする特別選抜、外国人留学生対象特別選抜、インフォメーションテクノロジー英語特別コース選抜（4月入学及び10月入学）を行います。

【具体的選抜方法と、資質・能力との関係】

一般選抜では、理工系の学部で情報科学技術を学んできた人、情報科学技術の生物学や医学などへの応用や展開に興味を持つ人等を筆記試験及び口頭試問等によって選抜します。

社会人特別選抜では、社会人で数学の勉学や研究に取り組む意欲がある人を口頭試問等によって選抜します。

推薦入学特別選抜では、情報科学技術以外の分野を学んできた人を口頭試問等によって選抜します。

学部3年次学生を対象とする特別選抜では、学部3年次学生を対象に筆記試験及び口頭試問等によって選抜します。

外国人留学生対象特別選抜やインフォメーションテクノロジー英語特別コース選抜（4月入学及び10月入学）では、海外から秀でた人を筆記試験や口頭試問等によって選抜します。

<博士後期課程>

【求める人材像】

国内外を問わず、より高度な情報社会の実現のため、情報科学技術の確立と深化の上に情報科学の学術領域にイノベーションを創起する意欲を持った学生を求めます。理工系などの研究科（博士前期課程・修士課程）で情報科学技術を学んできた人、情報科学技術の生物学や医学などへの応用や展開に興味を持つ人、情報科学の学術領域への貢献を強く願っている人、さらに幅広い人材を求めるために、生命科学・数学・数理科学などの情報科学以外の研究科等に在籍する人も受け入れます。国内に限定することなく、海外からも秀でた学生を求めます。

【入学者選抜の基本方針】

上記のような人材を受け入れ、また多様な学生を確保するため、本研究科は一般選抜（4月入学及び10月入学）、インフォメーションテクノロジー英語特別コース入学者選抜（4月入学及び10月入学）を行います。

【具体的選抜方法と、資質・能力との関係】

一般選抜（4月入学及び10月入学）では、理工系などの研究科（博士前期課程・修士課程）で情報科学技術を学んできた人、情報科学技術の生物学や医学などへの応用や展開に興味を持つ人、情報科学の学術領域への貢献を強く願っている人、情報科学以外の研究科等に在籍する人等を口頭試問と必要に応じた筆記試験等によって選抜します。

インフォメーションテクノロジー英語特別コース入学者選抜（4月入学及び10月入学）では、海外から秀でた人を口頭試問と必要に応じた筆記試験等によって選抜します。

（2）募集人員

<博士前期課程>

- 博士前期課程（一般選抜） 148 名
- 博士前期課程（推薦入学特別選抜） 若干名
- 博士前期課程（学部3年次学生を対象とする特別選抜） 若干名
- 博士前期課程（外国人留学生対象特別選抜） 若干名
- 博士前期課程（インフォメーションテクノロジー-英語特別コース選抜） 若干名
- 博士前期課程（インフォメーションテクノロジー-英語特別コース選抜）※10月入学対象 若干名

<博士後期課程>

- 博士後期課程（一般選抜・夏季） 38 名
- 博士後期課程（一般選抜・冬季） 若干名
- 博士後期課程（一般選抜・夏季）※10月入学対象 若干名
- 博士後期課程（インフォメーションテクノロジー-英語特別コース選抜） 若干名
- 博士後期課程（インフォメーションテクノロジー-英語特別コース選抜）※10月入学対象 若干名

（3）入学者選抜の方法

入学者選抜は、学力試験、出身（在籍）大学の成績証明書及び TOEIC、TOEFL の成績等を総合して行う。

なお、学力試験は、筆記試験及び口頭試問により行う。（詳細な選抜方法については、（1）アドミッション・ポリシーに記載）

8. 教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色

（1）設置の趣旨、特色、教育課程等を踏まえた教員配置

情報科学研究科では、情報科学分野における技術革新や社会的要請に柔軟に対応し、複雑化する課題に対して分野横断的な教育研究を推進するため、従来の情報系6専攻を統合し、「情報科学専攻」を新設する。当専攻内には、重点4課題に対応する戦略的な教育・研究推進のため、「革新情報通信基盤領域」「数理・AI 領域」「生命・メディア情報領域」の3研究領域を設定し、それぞれに複数の研究グループを編成する。

各研究グループには、「データ科学や人工知能、システムアーキテクチャ、情報ネットワーク、セキュリティ、人間・生命情報工学、メディアインタラクション等の知識を基盤として、ハードウェアやソフトウェアを高度に利用し、社会に役立つ情報システムを設計、開発、活用できるよう教育を行い、情報分野の技術者、研究者、教育者として、近い将来世界の第一線で活躍できるようになる人材」を養成するため、博士の学位を有し、当該分野において高度な専門性と研究実績を有する専任教員48名を配置する。

専任教員は、教育課程の編成や運営に責任を担い、専攻基礎科目、プロジェクト型演習科目・セミナー科目、研究科目を担当する。また、本学の他研究所・センター等に所属する教

員や、他企業・研究機関等外部機関からの委託講師・招へい教員等を配置し、専攻基礎科目の一部及び研究科共通科目等を担当させる。これらの教員は、本学及び研究科の教育方針に沿って、担当科目の教育を実施する。特に、教育上主要と認められる研究科目、プロジェクト型演習科目及びセミナー科目の担当には専任教員を配置することで、教育の質の確保を図る。

大阪大学では、2024年度及び2025年度に、大学・高専機能強化支援事業の一環として、学内に遍在する高度情報教育・研究に従事する教員を結集し4つの協力講座を新設し、さらに既存の協力講座を整備・強化した。専攻再編後は、通常の教育カリキュラムに加えて、これらの協力講座の教員を中心に、サイバーセキュリティ、データビジネス、高機能計算、デバイス、脳情報科学、知能情報学などに関する高度情報教育を実施する。

(2) 2以上の校地を往来する場合の教員の負担や学生への指導に対する対応

情報科学研究科では、教員が複数の校地間を移動する際の負担軽減を図るため、担当授業科目の開講時間帯を調整している。また、キャンパス間を結ぶ学内バスの運行により、移動の利便性を確保している。さらに、教員と学生の円滑なコミュニケーションを確保するため、シラバスにオフィスアワーを明記するとともに、各キャンパスに学内無線LANを整備し、教員と学生が異なる校地に所在する場合でも、WEB会議システム（Zoom等）を活用したオンラインによる対面型の指導が可能な環境を整えている。

(3) 中心となる研究分野及び研究体制

情報科学研究科の中心的な研究分野は情報科学であり、現代社会における技術革新や複雑化する課題への対応を目的として、多様かつ先端的な研究を推進している。従来6つに分かれていた情報系専攻を統合し、情報科学専攻を設置することで、分野横断型の研究体制を整備し、柔軟かつ効率的な研究活動を実現する。

情報科学専攻では、以下の3つの研究領域を主要な柱として設定し、それぞれに複数の研究グループを編成する。

<革新情報通信基盤領域>

社会のデジタル化に不可欠な情報通信技術の進化を目指し、高度有線・無線通信、セキュリティ技術、センシングシステム・IoTなどを対象とする。「情報ネットワークグループ」「情報システムグループ」により構成され、複雑化・大規模化するデータ通信を支える柔軟かつ持続可能な通信基盤の確立を追求する。また、重点課題「リブートコンピューティング」に取り組み、従来のコンピュータでは対応困難な問題を解決する新たなコンピューティング基盤の構築を目指す。

<数理・AI領域>

情報科学専攻における中核的研究領域の一つであり、情報数理学の理論的枠組みを基盤と

して、AI・データ科学の応用展開と融合的な研究を推進する。「情報数理グループ」と「データ・AIグループ」により構成され、情報数理学、AI基礎理論、機械学習モデル、ビッグデータ、AI応用システムなど、理論と応用の両面から研究を展開し、重点課題「ビッグデータと人工知能の融合」を担う領域として、様々な社会課題を解決するアプローチを実現するための方法論の構築を目指す。また、旧来の専攻に分散していた専門人材を集約し、重点課題に即した研究体制を整備する。

<生命・メディア情報領域>

生命科学分野とメディア情報分野を横断し、情報科学の先端的应用を追求する。「生命・人間情報グループ」や「メディア・ソフトウェアグループ」により構成され、生物工学、代謝工学、バイオインフォマティクス、生体情報科学、人間情報工学などの研究を進める。また、コンピュータビジョン、仮想・拡張現実、デジタルツインなど、仮想空間と実世界の融合を目指す研究を展開し、重点課題「仮想世界と実世界の融合」及び「生命情報のICTへの適用」を支える。

これらの研究グループは、おおむね5年ごとに見直しを行い、社会課題の変化や技術進展に柔軟に対応する体制を維持する。これにより、時代の要請に応じて研究科全体の研究活動の進化を促進する。

(4) 教員の年齢構成

情報科学専攻の専任教員の年齢構成は、博士前期課程の完成年度である令和10年度の3月31日時点においては、30代が4名、40代が23名、50代が16名、60代が5名の計48名となる見込みであり、博士後期課程の完成年度である令和11年度の3月31日時点においては、30代が2名、40代が25名、50代が16名、60代が4名の計47名となる見込みである。中堅から若手層が多数を占める構成となっており、技術革新の著しい情報科学分野において、教育研究を活性化し、高度な専門性に基づく教育・研究指導を継続的に実施することが可能である。

教員の定年に関しては、国立大学法人大阪大学教職員就業規則【資料11】第19条において満65歳と定められている。教員の年齢構成から見て、教育研究組織の継続性に問題はなく、完成年度までの教育研究の遂行に支障は生じない見込みである。なお、60代の教員のうち1名については完成年度までに定年を迎えることとなるが、当該教員が担当する教育を隣接分野の専任教員が代替することで、教育体制の維持を図る。

(5) 教員及び事務職員等の組織的な連携体制

本学の事務組織は、本部事務機構（統括理事オフィス、総務部、企画部、研究推進部、共創推進部、国際部、財務部、教育・学生支援部、情報推進部、施設部等）と、各学部・研究科等に設置された事務部によって構成されている。

教育・学生支援部では、学生が安心して教育研究や課外活動に取り組めるよう、全学的な環境整備、課外活動支援、福利厚生施設の管理運営、修学支援（奨学金・授業料免除等）、就職指導、学生生活全般に関する助言・支援を行っている。また、キャンパスライフ健康支援・相談センターの医師・看護師・教員が事務職員と連携して、健康診断や健康相談（「こころとからだのコンシェルジュ」）及びハラスメント相談を担当し、必要に応じて各学部・研究科と情報を共有しながら、学生支援を組織的かつ効果的に実施している。

情報科学研究科の事務部は、庶務、会計、大学院系の体制で、人事、福利厚生、施設管理、研究費管理、教務・厚生補導等を担っており、教育研究活動の円滑な運営を支えるため、履修管理や研究支援業務においても教員と連携している。

さらに、研究科内の各種委員会では、教員を中心とした委員構成の中に事務職員も参画し、教育研究活動や厚生補導等が組織的かつ効果的に行われるよう、教員と事務職員がそれぞれの役割を適切に分担しながら、協働的な連携体制を構築している。

9. 研究の実施についての考え方、体制、取組

(1) 研究の実施についての考え方、実施体制、環境整備

情報科学研究科では、「情報科学で社会の分断をつなぐ」というビジョンのもと、情報技術を通じた社会課題の解決に取り組んでいる。大阪大学のもつ多様な学術資源を活かし、情報科学技術を中心に異分野との融合を進めることで、新たな学術領域の創成と革新的なイノベーションの創出を目指し、豊かな人間社会の実現に貢献することを目的としている。

研究の対象は、情報及びネットワーク技術に関わるハードウェア、ソフトウェア、コンテンツなど多岐にわたり、基礎的な数理理論から先端的な応用技術まで幅広い領域をカバーしている。特に、ネットワーク、人工知能、データサイエンス、バイオ情報といった重要分野に加え、学際的・複合的な領域においても先駆的研究も推進している。こうした研究の方向性を具体化するために、研究科は「デジタル改革のための仮想世界と実世界の融合」、「ビッグデータと人工知能の融合」、「生命情報にかかる科学的解明と情報通信技術への適用」、「リブートコンピューティング」という4つの重点課題を掲げている。

これらの目標を実現する推進体制として、研究科には研究戦略、産学連携、国際戦略、広報・渉外戦略の4つの企画室を設置している。研究戦略企画室は若手研究者の育成や研究力強化を担い、分野横断的な共同研究や研究者ネットワークの形成を通じて大型研究プロジェクトや外部資金の獲得に結びつけている。産学連携企画室はIT連携フォーラムOACISを中心に産業界との協働を進め、共同研究や産学共創を拡大させて、社会実装に直結する成果を生み出している。国際戦略企画室は海外の有力大学や研究機関との交流を推進し、国際共同研究や研究者交流の機会を広げることで、グローバルな視点からの研究展開を支援している。また、広報・渉外戦略企画室は研究科の活動や成果を学内外に積極的に発信し、情報科学研究の社会的認知度を高めるとともに、次世代人材の育成にも寄与している。これらの企画室はそれぞれ独自の役割を担いつつも、相互に連携することで研究科全体の活動を有機的に結

び付け、より大きな成果を生み出す体制を形成している。

さらに研究科は、先導的学際研究機構、数理・データ科学教育研究センター、D3 センターなどの大阪大学の関連組織とも緊密に協力し、境界領域や融合領域の研究を強力に推進している。

(2) 研究活動をサポートする URA の配置状況とその役割

情報科学研究科では、URA として、研究活動や広報活動をサポートする特任教員、特任研究員、事務補佐員をそれぞれ 1 人、合計 3 人を配置している。また、国際戦略を兼任する外国人教員 2 人も配置して、国際ネットワークの強化に努めている。

10. 施設、設備等の整備計画

本設置計画は、情報科学研究科（吹田キャンパス及び豊中キャンパス）の既存施設・設備を用いて教育研究を行う。教室、図書、校地、運動場等は従前より十分に整備しており、各々の施設には教員と学生の交流スペースも備えている。教室や図書等の詳細については、基本計画書に示したとおりである。

11. 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

本学には、吹田キャンパス、豊中キャンパス、箕面キャンパスの3つの校地が存在するが、本研究科は吹田キャンパスにあり、基本的に吹田キャンパス内において教育ならびに研究を行っている。

ただし、一部の専任教員については、その研究室が豊中キャンパスに存在することから、当該教員を指導教員に持つ学生については、豊中キャンパスにおいて授業や研究指導を行っている。

なお、学生が複数のキャンパス間を移動する場合のため、学内連絡バスを運行しており、学生のキャンパス間移動について支障が生じないように十分に配慮している。

12. 管理運営

情報科学研究科では、国立大学法人大阪大学組織規程及び大阪大学教授会通則に基づき、教学面における管理運営の中核として教授会を設置している。

教授会は、本研究科に置かれる基幹講座の専任教授及び協力講座の教授をもって組織する。ただし、教授会が必要と認めるときは、それ以外の者を構成員に加えることができる。

教授会は、原則として5月及び8月を除いた各月に開催し、以下の事項について審議する。

- ・諸規程の制定、改廃（カリキュラムの変更に伴う改訂は除く）に関する事
- ・研究科長、評議員及び学内委員の選出に関する事
- ・基幹講座の教員（助教を除く）の人事ならびに助教の不利益処分（研究休職を含む）に

関すること

- ・学生の懲戒に関すること
- ・名誉教授の推薦に関すること
- ・博士の学位の認定に関すること
- ・教育・研究の制度及び組織に関すること
- ・予算に関すること
- ・研究科の管理運営に関わる重要事項に関すること
- ・招へい教授、客員教授等の称号付与に関すること
- ・産学連携教授等の呼称付与に関すること
- ・その他、研究科長が必要と認めた事項

また、研究科の円滑で迅速な運営を図るため、代議員会として専攻長会を設置している。専攻長会は、研究科長、評議員、副研究科長、専攻長及び領域長を構成員とし、教授会から委任された事項について審議を行い、専攻長会の議決は教授会の議決とすることができる。

このように、教授会及び専攻長会を中心とした意思決定体制を整備することで、教育研究の適正な実施と組織運営の透明性・迅速性を確保し、関係法令及び設置基準に適合した教学運営体制を構築している。

13. 自己点検・評価

本学では、「大阪大学における内部質保証の基本方針」に基づき、教育研究活動及び大学運営全般に関する質保証の仕組みを構築し、自己点検・評価を実施している。これらの取り組みは、大学の理念及び目的に沿った教育研究の質の維持・向上を目指すものであり、組織的かつ計画的に進められている。

内部質保証の推進にあたっては、総長が任命する質保証推進担当理事が統括責任者となり、責任組織として、同理事を委員長とする計画・評価委員会を設置し、全学的な責任体制を整備している。各理事は所掌に応じて、教育、研究、社会との共創、グローバル化、業務運営等の全学的な機能に関する内部質保証の責任を担っている。また、各部局長はそれぞれの組織における内部質保証の責任を担い、部局単位での取組を推進している。

自己点検・評価は原則として毎年度実施し、各理事及び部局長が内部質保証の取組を推進するとともに、その実施状況を計画・評価委員会及び質保証総括オフィスに報告する。委員会は報告内容を検討し、必要に応じて改善を指示する。各理事及び部局長は対応措置を立案し、その進捗に関する自己点検・評価を行う。

自己点検・評価の実施にあたっては、客観性及び検証可能性を確保するため、全学的な集計データを用いた、根拠資料に基づいた評価を行っている。

自己点検・評価の結果は、改善・向上計画の策定に活用している。加えて、ウェブサイトにより結果を公表し、学内外のステークホルダーと共有することで、本学の価値向上に向けた改善及び改革に活かしている。

また、自己点検・評価の結果については、外部機関や有識者による検証を通じて、内部質保証活動の透明性及び客観性を確保している。こうした外部の視点による検証は、全学レベルでは認証評価及び国立大学法人評価のプロセスを通じて行っており、部局レベルにおいても、それぞれの特性に応じた外部評価及び第三者評価の受審により実施している。

情報科学研究科においては、5年に1度、研究科の教育・研究活動の成果と課題を整理する自己点検・評価を実施しており、その際に、外部の有識者で構成された外部評価委員による外部評価も併せて実施している。

自己点検・評価では、教育、研究、社会貢献の3分野を対象とし、研究科の活動や成果について状況の再確認と課題の整理を行う。教育分野では教育内容・方法、教育環境、学生支援体制、教育成果等を、研究分野では研究体制、研究活動の水準と成果、外部資金獲得状況等を、社会貢献分野では産学官連携、地域・国際社会への貢献、広報活動等を点検対象とし、定量的指標と定性的分析を組み合わせ実施している。

外部評価では、研究科の自己点検・評価結果を踏まえた上で、外部評価委員による活動内容の確認と意見交換を通じて、教育・研究・社会貢献に関する取組の妥当性や改善点について多面的な視点から評価を受けている。評価結果は、研究科内の関係委員会において検討され、外部評価報告書としてとりまとめられた上で、研究科の今後の改善方針や改革の具体的な取組へと反映されている。

さらに、研究科内に設置している研究戦略企画室、広報・渉外戦略企画室、国際戦略企画室、産学連携企画室において、自己点検・評価及び外部評価で明らかとなった課題への対応や、研究科のさらなる活動の強化、改革の推進に取り組んでいる。各企画室では、月に1、2回の会議を開催し、企画の立案、実施方法の検討、実施後の評価及び改善策の検討を継続的に行っている。

こうした取り組みにより、大学全体の内部質保証体制と連動した形で、研究科においてもPDCAサイクルに基づく改善の枠組みが整備されており、教育研究活動や組織運営に関する自己点検・評価を計画的かつ適切に実施できる体制を構築している。

1.4. 情報の公表

本大学では、教育研究活動の透明性と社会的説明責任を果たすため、教育目標・各種ポリシー、教育課程、教員構成、進路状況等に関する情報を体系的に整理し、大学公式ウェブサイトや統合報告書等を通じて広く公表している。これにより、教育研究の質保証と改善、社会との連携強化、研究成果の可視化を図っている。

教育研究活動等の状況に関する情報の公開ページ（以下の情報は、特段の記載ない限り同ページにおいて公開している。）

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/education/announcement/main>

トップ>教育>教育情報の公表

ア 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・

ポリシー、アドミッション・ポリシー) に関すること

- ・ 本学の基本理念である大阪大学憲章
- ・ 学部・研究科の教育研究上の目的
- ・ 学生が修得すべき知識、能力を示した教育目標、各ポリシー

イ 教育研究上の基本組織に関すること

- ・ 学部、学科又は課程等の名称
- ・ 研究科又は専攻等の名称

ウ 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・ 組織の概要、役割分担、運営体制、組織図、教員の年齢構成、大阪大学組織規程
- ・ 専任教員数、男女別構成員数、職別教員数、外国人教員数、基幹教員数
- ・ 教員の有する学位・実績（研究者総覧）

エ 入学者の選抜に関すること

- ・ 入学者選抜情報

オ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること

- ・ アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）、入学者状況（入学定員、入学者数）、過去の入学者選抜実施状況（出身高校所在地、入試成績）、収容定員、在学者数、編入学者情報
- ・ 学位授与者数、標準修業年限内卒業・修了者、留年者、退学率
- ・ 進学者数、就職者数
- ・ 外国人留学生数（入学者数、在学者数、学位授与者数、進学者数、就職者数）

カ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・ 教育課程の概要（カリキュラム等）
- ・ シラバス
- ・ 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧

キ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

- ・ 学修成果の評価基準
- ・ 卒業又は修了の認定基準（必修科目、選択科目及び自由科目の区分ごとの必要修得単位数）
- ・ 大学院における学位論文に係る評価基準
- ・ 取得可能な学位、資格

ク 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・ キャンパス概要：校地、校舎、運動施設、福利厚生、課外活動のために用いる施設等概要
- ・ 各種手続き窓口 ・ 課外活動の状況 ・ 休息を行う環境その他の福利厚生、学習環境 ・

主な交通手段

ケ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・ 授業料、入学料 ・ 学生紹介 ・ 教材購入費 ・ 学生の収入・支出

コ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・ 奨学金 ・ 学生相談窓口 ・ インターンシップ ・ 留学生支援

サ その他

- ・ 学則等各種規程

<https://www.osaka-u.ac.jp/kitei/>

ホーム>大学案内>大阪大学について>概要・運営組織>大阪大学規程集

- ・ 設置審査に関する情報

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/publications/secchishin>

ホーム>大学案内>公表事項>設置審査関係

- ・ 自己点検・評価、認証評価に関する情報

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/shituho/hyouka_02

ホーム>大学案内>自己点検・評価、認証評価

- ・ 統合報告書

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/public-relations/integrated_report/

ホーム>大学案内>広報メディア>統合報告書

15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学では、教育、研究、社会連携及び学内運営の質的向上を図るため、「大阪大学FDポリシー」を策定し、教員の資質・能力の体系的な開発に取り組んでいる。これに基づき、教育担当理事を委員長とし、各学部・研究科等の部局代表教員及び教育・学生支援部長等で構成される「ファカルティ・ディベロップメント委員会」を設置し、全学的なファカルティ・ディベロップメント（以下、FDという。）の推進体制を整備している。

同委員会のもと、全学教育推進機構が中心となって「大阪大学ファカルティ・ディベロップメント研修プログラム」を企画・運営している。当該プログラムは教育能力開発、研究能力開発、社会学連携能力開発、マネジメント能力開発の4つのカテゴリーに分類され、これらのカテゴリーに対応する多様な研修が、学内の様々な組織から提供されている。教員は自身の専門分野や教育・研究活動等の状況に応じて、必要な研修を柔軟に選択・受講できるような体制を整えている。また、講師・助教等の新任教員に対しては、「新任教員研修」として必修化しており、採用後3年間で合計30時間以上の受講を義務付けている。

FD研修の質向上にも継続的に取り組んでおり、全学的に実施される研修の際には参加者アンケートを実施し、得られた意見をもとに内容や方法の改善を図っている。

部局におけるFD活動の充実に向けては、全学教育推進機構が専門スタッフによるコンサルティング支援を提供しており、教育改善の目的や対象者に応じた研修設計、実施方法の助

言、評価・改善のサイクル構築など、部局のニーズに即した支援体制を整えている。また、同機構は、FDに関連するeラーニング教材を提供しており、教員個人の自主的な学習支援に加え、部局が実施するFD研修における教材としても活用可能な形で整備している。

さらに、本学では、全教職員を対象とした研修にも体系的に取り組んでおり、毎年度「大阪大学職員研修実施計画」として策定している。計画には、大学運営に不可欠な知識・意識を涵養するための共通的な研修をはじめ、事務職員・技術職員を中心とした職種・職層に応じた内容を体系的に整備している。これらの研修は、業務遂行に必要な知識・技能の習得に加え、職員の能力・資質の向上を目的としており、各研修では、対象者、実施方法、時期等を明確に設定している。また、実施後にはアンケートを通じて受講者の意見を収集し、次年度以降の改善に反映することで、継続的な質向上を図っている。

大阪大学大学院情報科学研究科

設置の趣旨等を記載した書類

添付資料

資料 1	情報科学専攻の教育目標.....	2
資料 2	情報科学専攻のカリキュラム・ポリシー.....	4
資料 3	情報科学専攻博士前期課程で養成する人材像と 3 ポリシーの関係.....	6
資料 4	情報科学専攻博士後期課程で養成する人材像と 3 ポリシーの関係.....	7
資料 5	情報科学専攻（博士前期課程）のカリキュラムマップ.....	8
資料 6	情報科学専攻（博士後期課程）のカリキュラムマップ.....	9
資料 7	情報科学専攻の時間割.....	10
資料 8	各研究グループが提供する履修モデル（推奨科目群）と養成する人材像...	12
資料 9	大阪大学大学院情報科学研究科学位（博士）審査内規.....	13
資料 10	博士論文における剽窃の防止に関する申合せ	16
資料 11	国立大学法人大阪大学教職員就業規則	17

資料1 情報科学専攻の教育目標

大学院情報科学研究科では、「情報科学で社会の分断をつなく」という理念のもと、Society 5.0の実現に向けて、「①リブートコンピューティング」、「②ビッグデータと人工知能の融合」、「③生命情報にかかる科学的解明と情報通信技術への適用」、「④デジタル改革のための仮想世界と実世界の融合」という4つの重点課題を設定しています。情報科学専攻では、専攻内の組織体制として、重点課題①を対象とする「革新情報通信基盤領域」、重点課題②を対象とする「数理・AI領域」、重点課題③と④を対象とする「生命・メディア情報領域」を設置し、社会の多様な要求にこたえられる情報・数理人材の育成を目指します。さらに、4つの重点課題を広く網羅して高度かつ先進的な情報・数理教育を提供するために、革新情報通信基盤領域には情報ネットワークグループと情報システムグループ、数理・AI領域には情報数理グループとデータ・AIグループ、生命・メディア情報領域には生命・人間情報グループとメディア・ソフトウェアグループをそれぞれ配置します。これにより、データ科学や人工知能、システムアーキテクチャ、情報ネットワーク、セキュリティ、人間・生命情報工学、メディアインタラクション等の知識を基盤として、ハードウェアやソフトウェアを高度に利用し、社会に役立つ情報システムを設計、開発、活用できるよう教育を行い、情報分野の技術者、研究者、教育者として、近い将来世界の第一線で活躍できるようになる人材を輩出することを目標とします。

博士前期課程

○最先端かつ高度な専門性と深い学識

情報ネットワーク、情報システム、情報数理、データ科学・人工知能、生命・人間情報工学、メディア工学・ソフトウェア工学など、情報科学分野における最先端かつ高度な専門知識ならびに技能を持った人材の育成を目指します。

○高度な教養

社会の多様な問題を俯瞰的かつ複眼的にとらえることのできる思考力や判断力を身につけ、情報科学分野やその応用分野に関わる広範な教養を持った人材の育成を目指します。

○高度な国際性

習得した情報科学分野やその応用分野における知識や技術を駆使しながら、国際的な視野のもとで活動できるコミュニケーション力を持った人材の育成を目指します。

○高度なデザイン力

高い倫理観を持って現実のシステムを人と協働して設計、構築、運用できるマネジメント力を身につけ、習得した知識をもとに俯瞰的な視点で社会の実問題を解決するためのデザイン力を持った人材の育成を目指します。

博士後期課程

○最先端かつ高度な専門性と深い学識

情報ネットワーク、情報システム、情報数理、データ科学・人工知能、生命・人間情報工学、メディア工学・ソフトウェア工学など、情報科学分野における未知の事象や新しい技術および理論の学術的価

値を深く理解するための最先端かつ高度な専門知識ならびに技能を持った人材の育成を目指します。

○**高度な教養**

社会の多様な問題を俯瞰的かつ複眼的にとらえることのできる思考力や判断力を身につけ、情報科学分野やその応用分野に関わる高度で広範な教養を持った人材の育成を目指します。

○**高度な国際性**

習得した情報科学分野やその応用分野の知識や技術を駆使しながら、国際的なリーダーシップを発揮でき、グローバルに活躍できるコミュニケーション力を持った人材の育成を目指します。

○**高度なデザイン力**

高い倫理観と国際的な視野を持って、世界的な研究プロジェクトやビジネスプロジェクトを率いることができるマネジメント力を身につけ、新たな課題を自ら設定し、新たな社会的価値を創造する高度なデザイン力を持った人材の育成を目指します。

博士前期課程

<教育課程編成の考え方>

博士前期課程では、情報科学分野の広い領域を横断的に、さらに基礎から応用までを縦断的に深く探求できるための基礎的素養ならびに専門性と学識・教養・国際性・デザイン力を涵養できる体系的なコースワークにより所定の単位を修得します。加えて、指導教員による研究指導のもとで研究を遂行し、修士学位論文を提出します。修士学位論文の審査において、情報科学に関連した情報科学技術分野における研究能力を有し、専攻分野の発展に貢献する研究内容を含んでいると判断された場合に学位が授与されます。

<学修内容および学修方法>

博士前期課程では、情報科学分野およびその応用分野の高度技術者・研究者としての素養を身に付けるとともに、社会の多様な要請に対応した幅広い知識を習得するために、講義を主体とする専攻基礎科目に加え、分野横断的な専攻境界科目、プロジェクト型演習科目、セミナー科目、研究科共通科目、インターンシップ科目などを開講します。このような専門性と学識・教養・国際性・デザイン力を涵養する情報科学技術における高度な授業とともに優れた研究指導のもと、修士学位論文を執筆します。

- ・専攻基礎科目では、情報科学分野の広い領域を横断的に、さらに情報科学の基本技術から効果的な利用法までを深く探求できるための基礎的素養を習得します。また、産業界等外部から講師を招いて最新の技術動向をカバーする特別講義科目を履修することにより、自らの研究の社会とのかかわりを考察・議論する力を身につけます。
- ・周辺の重要分野を網羅した分野横断的な専攻境界科目や他研究科等の高度教養教育科目を履修することにより、情報科学に関する知識を基盤として、情報科学分野の技術を縦断的に俯瞰する高度な教養を習得します。
- ・プロジェクト型演習科目やセミナー科目を通じて、人と協働して問題を解決する能力、および、自身の考えや技術的な事柄を明確に説明する能力を養います。さらに、実地体験を主体とするインターンシップ科目では国内外の企業や研究機関において実践力や国際性を育てます。
- ・研究科共通科目では、情報科学に関連する高い倫理観や国際性を涵養する英語コミュニケーション能力を身につけます。

<学習成果の評価方法>

各科目では、学生が到達すべき目標を定めシラバスに記載しています。筆記試験、レポート、口頭発表などの相応しい方法を用いて、厳格に評価します。また、極めて優秀な成績を修めた学生は、教授会での審議によって修業期間を短縮して修了することも可能です。

博士後期課程

<教育課程編成の考え方>

博士後期課程では、情報科学分野における高度な専門的知識を修得するコースワークにより所定の単位を修得し、指導教員による研究指導のもとで研究を遂行し、博士学位論文を提出します。提出された博士学位論文は厳正に審査され、情報科学に関連した情報科学技術分野における十分な学術的価値を有

するとともに、独立した研究者として研究を遂行できる能力を有し、当該論文の学術内容の社会に対する貢献が認められると判断された場合に学位が授与されます。

＜学修内容および学修方法＞

博士後期課程では、独立した研究者として研究を遂行できるようになるために、情報科学分野における高度な専門的知識を習得するための専門科目に加え、セミナー科目やインターンシップ科目などを開講するとともに、博士學位論文の作成に向けて自主性を重んじた研究指導を行います。

- ・専門科目は内容に応じて、講義、演習またはセミナー形式で実施します。履修により、情報科学分野における先端技術を身につけ、新しい学術的価値を生み出す能力を養います。
- ・実地体験を主体とするインターンシップ科目では、国内外の研究者、技術者との共同プロジェクト等におけるリーダーシップ力を身につけ、国際性を涵養します。
- ・研究指導により、情報科学分野の発展に貢献する研究内容を遂行し、高い倫理観をもって新しい社会的価値を創出できる能力を養います。

＜学習成果の評価方法＞

各科目では、学生が到達すべき目標を定めシラバスに記載しています。レポート、口頭発表などの相応しい方法を用いて、厳格に評価します。また、極めて優秀な成績を修めた学生は、教授会での審議によって修業期間を短縮して修了することも可能です。

博士前期課程・博士後期課程を通じて、留学生のために英語で学修できる情報科学英語特別コースを設置しています。留学生以外の学生もこのコースの科目を履修でき、国際性を涵養することができるようにしています。

資料3

情報科学専攻博士前期課程で養成する人材像と3ポリシーの関係



<p>養成する人材像</p>	<p>データ科学や人工知能、システムアーキテクチャ、情報ネットワーク、セキュリティ、人間・生命情報工学、メディアインタラクション等の知識を基盤として、ハードウェアやソフトウェアを高度に利用し、社会に役立つ情報システムを設計、開発、活用できるよう教育を行い、情報分野の技術者、研究者、教育者として、近い将来世界の第一線で活躍できるようにする人材</p>		
<p>大阪大学 教育目標</p>	<p>最先端かつ高度な 専門性と深い学識</p>	<p>高度な教養</p>	<p>高度な国際性</p>
<p>ディプロマ ポリシー</p>	<p>○情報科学分野における未知の事象や新しい技術および理論の学術的価値を深く理解し、独立した研究者として必要な専門知識ならびに技能を有している</p>	<p>○情報科学分野やその応用分野の基礎技術を縦断的に俯瞰する高度で広範な教養を高い倫理観とともに身につけ、社会の重要な問題の解決に活用できる学識を有している</p>	<p>○グループを率いて世界的な視野を持って問題を解決するためのリーダーシップ力と、国際的な場において高度な専門技術について説明し議論する能力を有している</p>
<p>カリキュラム ポリシー</p>	<p>情報科学分野の発展に貢献する研究内容を遂行し、高い倫理観をもって新しい社会的価値を創出できる能力を養う</p> <p>○指導教員による研究指導</p> <p>○専門科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報科学分野や他分野との融合領域における先端技術を身につけ、新しい学術的価値を生み出す能力を養う ✓ 国内外の研究者、技術者との共同研究プロジェクト等を実施し、それによりリーダーシップ力を身につけて国際性を涵養 		
<p>アドミジション ポリシー</p>	<p>○情報科学技術の確立と深化の上に情報科学の学術領域にイノベーションを創起する意欲を持つ人</p> <p>○理工系などの研究科(博士前期課程・修士課程)で情報科学技術を学んできた人</p> <p>○情報科学技術の生物学や医学などへの応用や展開に興味を持つ人</p> <p>○情報科学の学術領域への貢献を強く願っている人</p>		

高度なデザイン力

○情報科学分野やその応用分野において、未知の事象や事物の発見、新しい理論の構築と展開、新しい技術、機器、手法の開発や発明と応用、新しい学問的概念の提出など、学理とその応用に関する重要な貢献を果たしている博士学位論文を作成・提出している

高度な国際性

○グループを率いて世界的な視野を持って問題を解決するためのリーダーシップ力と、国際的な場において高度な専門技術について説明し議論する能力を有している

高度な教養

○情報科学分野やその応用分野の基礎技術を縦断的に俯瞰する高度で広範な教養を高い倫理観とともに身につけ、社会の重要な問題の解決に活用できる学識を有している

最先端かつ高度な
専門性と深い学識

○情報科学分野における未知の事象や新しい技術および理論の学術的価値を深く理解し、独立した研究者として必要な専門知識ならびに技能を有している

カリキュラム
ポリシー

○指導教員による研究指導

情報科学分野の発展に貢献する研究内容を遂行し、高い倫理観をもって新しい社会的価値を創出できる能力を養う

○専門科目

- ✓ 情報科学分野や他分野との融合領域における先端技術を身につけ、新しい学術的価値を生み出す能力を養う
- ✓ 国内外の研究者、技術者との共同研究プロジェクト等を実施し、それによりリーダーシップ力を身につけて国際性を涵養

アドミジション
ポリシー

- 情報科学技術の確立と深化の上に情報科学の学術領域にイノベーションを創起する意欲を持つ人
- 理工系などの研究科(博士前期課程・修士課程)で情報科学技術を学んできた人
- 情報科学技術の生物学や医学などへの応用や展開に興味を持つ人
- 情報科学の学術領域への貢献を強く願っている人

資料5 情報科学専攻（博士前期課程）のカリキュラムマップ

専攻 情報科学 高度な専門知識ならびに技能を有している	高度な教養	高度な国際性	1年				2年			
			春学期	夏学期	秋学期	冬学期	春学期	夏学期	秋学期	冬学期
○	○	○	専攻基礎科目							
			<p>情報科学特別講義I、情報科学特別講義II、情報科学特別講義III、先端情報科学基礎論I、先端情報科学基礎論II、先端情報科学基礎論III</p> <p>情報ネットワーク系科目群：ネットワークデザイン論、コンピュータネットワーク、情報ネットワーク構築論、高性能計算機システム運用論、アルゴリズム設計論</p> <p>情報システム系科目群：先進情報システム論、ディペンダブルシステム、並列計算論、組込みシステム設計論、生体センサ工学、サイバーレジリエンス特論</p> <p>情報数理系科目群：計算情報数理、意思決定と制御、非線形現象論、光情報工学</p> <p>データAI系科目群：データアナリティクスと大規模言語モデル、データマイニングと時系列解析、合成データ生成論、情報セキュリティ、ITコンサルティング、先端AI基礎、先端AI実践</p> <p>生命・人間情報系科目群：代謝情報工学、バイオ情報計測学、先端生物情報融合基礎論、認知脳科学、生物分子情報解析、バイオネットワーク工学、ヒューマンインタフェース設計論、人間情報工学論、サイバーテックアクアバター論</p> <p>メディア・ソフトウェア系科目群：コンピュータビジョン、パターン認識、マシンビジョン・ロボットビジョン、サイバーフィジカルシステム、ソフトウェア開発論、実践ソフトウェア工学</p>							
○	○	○	プロジェクト型演習科目・セミナー科目							
			<p>情報科学演習I、情報科学演習II、インタラクティブ創成工学基礎演習A、情報科学セミナーI、情報科学セミナーII</p>							
○	○	○	インターンシップ科目							
			<p>国内インターンシップM、海外インターンシップM(S)、海外インターンシップM(L)</p>							
○	○	○	研究科共通科目							
			<p>情報技術と倫理、情報技術と経済、知的財産の基礎、国際融合科学論、英語プレゼンテーション</p>							
○	○	○	専攻境界科目							
			<p>計算数学基礎I、計算数学基礎II、応用情報数学、情報基礎数学講義</p>							
○	○	○	高度教養教育科目							
○	○	○	研究科							
			<p>情報科学研究I a、情報科学研究I b、情報科学研究II a、情報科学研究II b</p>							

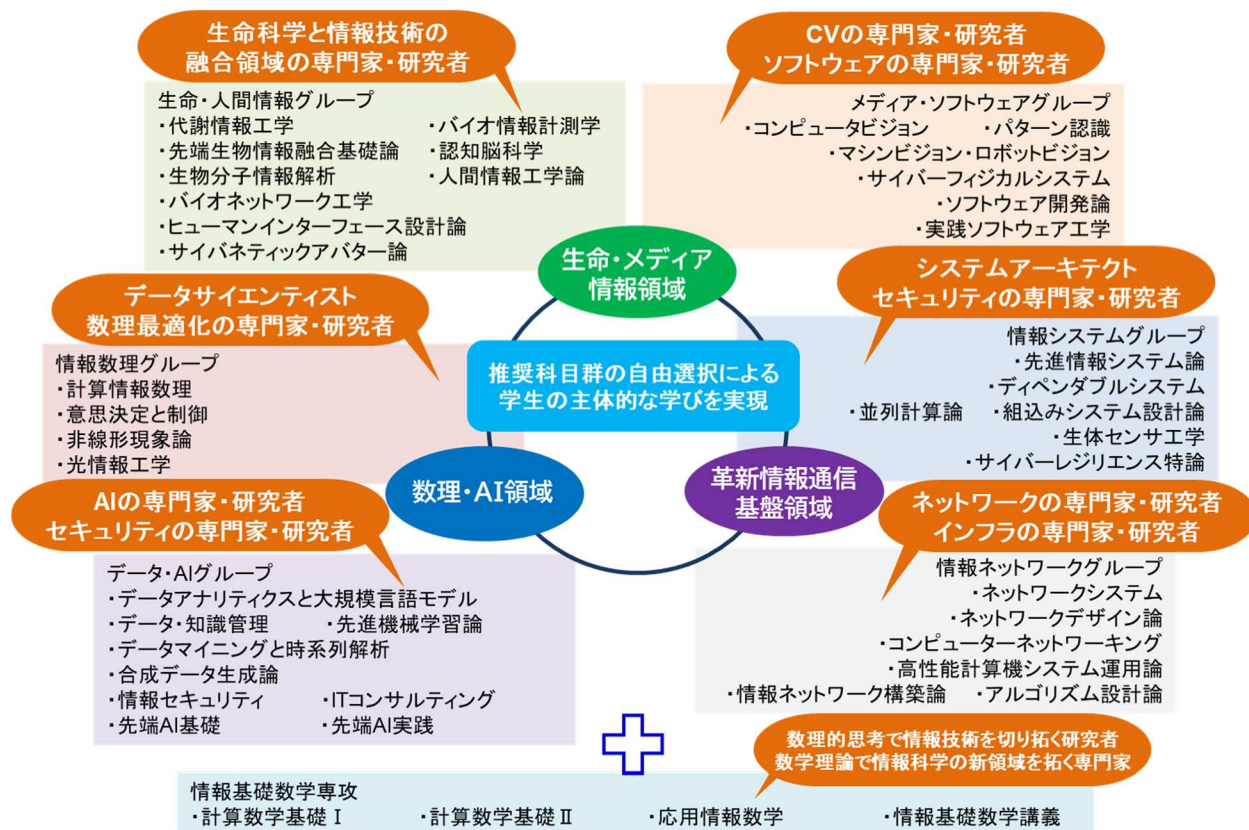
資料7 情報科学専攻の時間割(春夏学期)

曜日時間	NW(情報ネットワーク)グループ提供	IS(情報システム)グループ提供	IPS(情報処理)グループ提供	DA(データAI)グループ提供	BI(生命・人間情報)グループ提供	MS(メテオ・エア・ソフトウェア)グループ提供	共通科目	専攻境界科目(情報基礎専攻専攻提供)
1	コンピュータネットワーク							
2	高性能計算機システム運用論		意思決定と制御		ヒューマンインタフェース設計論			
3				情報セキュリティ				
4							情報技術と倫理	
5				先導AI基礎				
6								
1								
2		先導情報システム論	計算情報処理	データ・知識管理	生物分子情報解析	実践ソフトウェア工学		
3		ディメンタルシステム				サイバーフィジカルシステム		
4				データアナリティクスと大規模言語モデル	バイオネットワーク工学			
5								
6								
1				先進樹学習論	代謝情報工学			
2		並列計算論			バイオ情報計測学			
3			先導情報科学基礎論II	先導情報科学基礎論III				
4	先導情報科学基礎論II	先導情報科学基礎論II		合成データ生成論	先導情報科学基礎論I	先導情報科学基礎論I		
5	情報科学演習I	情報科学演習I	情報科学演習I	情報科学演習I	情報科学演習I インタラクティブ創成工学基礎演習A インタラクティブ創成工学演習A	情報科学演習I		
6								
1								
2								国際社会科学論 先導総合科学論
3			情報科学特別講義III	情報科学特別講義III	情報科学特別講義I	情報科学特別講義I		
4			情報科学特別講義III	情報科学特別講義III	情報科学特別講義I	情報科学特別講義I		
5	情報科学セミナーI 情報科学アドバンストセミナーI	情報科学セミナーI 情報科学アドバンストセミナーI	情報科学セミナーI 情報科学アドバンストセミナーI	情報科学セミナーI 情報科学アドバンストセミナーI	情報科学セミナーI 情報科学アドバンストセミナーI	情報科学アドバンストセミナーI		
6								
1								
2	情報ネットワーク構築論							計算数学基礎
3								
4								
5								
6								
集中講義					先導生物情報融合基礎論 先導生物情報融合論			情報技術と経済
研究科目	情報科学研究Ia 情報科学研究IIa	情報科学研究Ia 情報科学研究IIa	情報科学研究Ia 情報科学研究IIa	情報科学研究Ia 情報科学研究IIa	情報科学研究Ia 情報科学研究IIa	情報科学研究Ia 情報科学研究IIa	情報科学研究Ia 情報科学研究IIa	情報科学研究Ia 情報科学研究IIa
インターンシップM インターンシップD インターンシップW(S),(L) 海外インターンシップD(S),(L)	国内インターンシップM 国内インターンシップD 海外インターンシップW(S),(L) 海外インターンシップD(S),(L)	国内インターンシップM 国内インターンシップD 海外インターンシップW(S),(L) 海外インターンシップD(S),(L)	国内インターンシップM 国内インターンシップD 海外インターンシップW(S),(L) 海外インターンシップD(S),(L)	国内インターンシップM 国内インターンシップD 海外インターンシップW(S),(L) 海外インターンシップD(S),(L)	国内インターンシップM 国内インターンシップD 海外インターンシップW(S),(L) 海外インターンシップD(S),(L)	国内インターンシップM 国内インターンシップD 海外インターンシップW(S),(L) 海外インターンシップD(S),(L)	国内インターンシップM 国内インターンシップD 海外インターンシップW(S),(L) 海外インターンシップD(S),(L)	国内インターンシップM 国内インターンシップD 海外インターンシップW(S),(L) 海外インターンシップD(S),(L)

資料7 情報科学専攻の時間割 (秋冬学期)

曜日時間	NW(情報ネットワーク)グループ提供	IS(情報システム)グループ提供	IPS(情報処理)グループ提供	DA(データ・AI)グループ提供	BI(生命・人間情報)グループ提供	MS(メテオ・ア・ソフトウェア)グループ提供	共通科目	専攻境界科目(情報基礎数学専攻提供)
1								
2					認知脳科学			
3			非線形現象論			パターン認識		
月								
4	ネットワークデザイン論	生体センシング工学						
5			先端AI実践					
6								
1								
2								知的財産の基礎
3					人間情報工学論	ソフトウェア開発論		
4						マシンビジョン・ロボットビジョン		
5					サイバーセキュリティコアバタール論			
6								
水								
1								
2								
3	アルゴリズム設計論	サイバーレジリエンス特論	光情報工学	データマイニングと時系列解析				
4				ITコンサルティング				
5	情報科学演習II	情報科学演習II	情報科学演習II	情報科学演習II	情報科学演習II インタラクティブ創成工学基礎演習A インタラクティブ創成工学演習A	情報科学演習II	情報科学演習II	応用情報数学
6								
1								
2								
3	情報科学特別講義II	情報科学特別講義II	情報科学特別講義II					
4	情報科学特別講義II	情報科学特別講義II	情報科学特別講義II					
5	情報科学セミナーII 情報科学アドバンスドセミナーII	情報科学セミナーII 情報科学アドバンスドセミナーII	情報科学セミナーII 情報科学アドバンスドセミナーII	情報科学セミナーII 情報科学アドバンスドセミナーII	情報科学セミナーII 情報科学アドバンスドセミナーII	情報科学セミナーII 情報科学アドバンスドセミナーII	情報科学セミナーII 情報科学アドバンスドセミナーII	
6								
1								
2								
3								
4								計算数学基礎I
5								
6								
集中講義								
研究科目	情報科学研究Ib 情報科学研究Ib	情報科学研究Ib 情報科学研究Ib	情報科学研究Ib 情報科学研究Ib	情報科学研究Ib 情報科学研究Ib	情報科学研究Ib 情報科学研究Ib	情報科学研究Ib 情報科学研究Ib	情報科学研究Ib 情報科学研究Ib	
インターンシップ	国内インターンシップM 国内インターンシップD 海外インターンシップM(S), (L) 海外インターンシップD(S), (L)	国内インターンシップM 国内インターンシップD 海外インターンシップM(S), (L) 海外インターンシップD(S), (L)	国内インターンシップM 国内インターンシップD 海外インターンシップM(S), (L) 海外インターンシップD(S), (L)	国内インターンシップM 国内インターンシップD 海外インターンシップM(S), (L) 海外インターンシップD(S), (L)	国内インターンシップM 国内インターンシップD 海外インターンシップM(S), (L) 海外インターンシップD(S), (L)	国内インターンシップM 国内インターンシップD 海外インターンシップM(S), (L) 海外インターンシップD(S), (L)	国内インターンシップM 国内インターンシップD 海外インターンシップM(S), (L) 海外インターンシップD(S), (L)	

資料 8 各研究グループが提供する履修モデル（推奨科目群）と養成する人材像



資料9 大阪大学大学院情報科学研究科学位（博士）審査内規

第1条 大阪大学学位規程（以下「規程」という。）第3条の規定により博士の学位の授与を申請する者の学位の審査については、この内規の定めるところによる。

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 博士の学位の授与を申請する者をいう。
- (2) 課程博士申請者 大阪大学大学院学則第12条又は第13条の規定により博士の学位の授与を申請する者をいう。
- (3) 論文博士申請者 規程第3条第3項の規定により博士の学位の授与を申請する者をいう。
- (4) 学位審査委員会 論文審査を行うと共に、最終試験又は学力確認を行う委員会をいう。

第3条 申請者がある専攻においては、当該専攻の責任において予審査を行い、申請論文が学位審査を行う価値があるか否かを判断する。なお、予備審査においては、博士論文における剽窃の防止に関する申合せに基づき、当該論文における剽窃を確認の上審査する。

- 2 申請者は前もって予備審査に必要な資料を、課程博士申請者にあつては指導教員、論文博士申請者にあつては本研究科教授会の構成員であつて当該申請に最も関連のある教授を通し専攻長へ提出する。専攻は、予備審査の過程において必要があれば論文発表会を行う。

第4条 申請者は、前条の予備審査で論文が博士の学位を申請する価値があると判定されたときは、次の各号に掲げる書類を研究科長（論文博士申請者にあつては総長）に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書
 - (2) 学位論文
 - (3) 論文目録
 - (4) 論文内容の要旨
 - (5) 履歴書（研究歴を含む。）
 - (6) 研究業績リスト
 - (7) 学位論文審査願
- 2 論文博士申請者は、前項各号の書類提出に際しては、論文審査手数料を添えて提出しなければならない。
 - 3 学位論文は、PDFファイルで提出しなければならない。
 - 4 大阪大学大学院学則第15条第4項、第5項、第7項の各ただし書の規定により、在学期間を短縮して学位論文を提出する場合は、指導教員の申し出により、当該専攻において、その適用の可否を協議し、可とする者について、専攻長は別紙様式の在学期間短縮承認願を作成し、第1項の書類と共に研究科長に提出しなければならない。

第5条 研究科長は、前条の書類が提出されたときは、当該書類を専攻長会に提出する。

- 2 専攻長会は、学位審査委員会（論文博士申請者にあつては学力確認方法案を含む。以下同じ。）委員候補者が適当であるか及び在学期間短縮承認願が提出された場合にあつては、在学期間短縮が適当であるかについて審議する。
- 3 研究科長は、前項の審議により提出書類の内容に問題がないと認められたときは、第4条第1項（4）及び（7）に定める書類を本研究科教授会を構成する教授及び学位審査委員会主査候補者に配布する。なお、それに加えて、在学期間短縮者にあつては在学期間短縮承認願を、論文博士申請者にあつては（5）及び（6）も併せて配布する。

第6条 研究科教授会を構成する教授は、前条第3項により配布された書類により、学位審査委員会委員候補者、学力確認方法案及び期間短縮承認願に異議があるときは、前条の専攻長会から1週間以内に、研究科長に理由を記して書面で申し出なければならない。

- 2 前項の異議の申し出がないときは、学位審査委員会委員候補者、学力確認方法案及び在学期間短縮が本研究科において認められたものとみなす。ただし、異議の申し出があつたときは、専攻長会で再審議を行う。

第7条 学位審査委員会は、第3条第2項の教員を含む本研究科の教員3名以上（教授2名以上とし、他に本研究科准教授を含めることができる。）で組織する。ただし、必要があるときは、次の各号に掲げる者を学位審査委員会に加えることができる。

- （1） 他研究科・他の大学院等の教授又は准教授
- （2） 適格審査で適格と判定された特任教授（非常勤を含む。）もしくは特任准教授（非常勤を含む。）又は招へい教授もしくは招へい准教授

- 2 学位審査委員会に主査を置き、第3条第2項の教員をもって充てる。ただし、論文審査委員のうち理事で本研究科教授を兼務する者が、当該申請において最も関連が深い場合は、主査に充てることができる。

第8条 学位審査委員会は、申請者の論文審査のため公聴会を開催しなければならない。ただし、論文発表会等の公聴会に代わるものが開催されていた場合は、これを省略することができる。

- 2 主査は、前項の公聴会を行うときは、日時、会場等を専攻長を通じて1週間前には公示しなければならない。

第9条 学位審査委員会は、提出された学位論文の審査、並びに最終試験又は学力確認の結果、当該申請者に博士の学位を授与するに相当と認められたときは、「論文審査の結果の要旨及び担当者（以下「結果要旨」という。）」を作成し、研究科教授会に提出しなければならない。

第10条 結果要旨は、付議する研究科教授会開催日の2週間前には構成員及び主査に配布しなければならない。ただし、学年末における課程博士申請者についてはこの限りではない。

2 前項ただし書きにおける結果要旨は、本研究科教授会開催日の1週間前には構成員及び主査に配布しなければならない。

附 則

この内規は、平成14年12月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年6月2日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年9月21日から施行する。

資料10 博士論文における剽窃の防止に関する申合せ

平成26年 5月20日

教育課程委員会決定

(趣旨)

第1条 この申合せは、本学の学位を与えるに相応しい学術的価値を有した博士論文を審査するため、論文作成における剽窃の防止を目的に必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第2条 博士論文の審査方法については、大阪大学学位規程（以下「学位規程」という。）及び各研究科が定める論文審査についての申合せ等のほか、この申合せの定めるところによる。

(剽窃の確認)

第3条 学位規程第9条に規定する審査委員会は、当該論文における剽窃の有無を確認の上審査を行い、審査結果を研究科教授会に報告しなければならない。

2 前項の確認は、審査委員会の委員が、大学が導入する論文剽窃チェックツール「iThenticate」（以下「ツール」という。）を用いて行うものとする。

3 前項による確認が困難な場合は、適宜これに代わる方法により確認するものとする。

4 学位申請者の指導教員が審査委員会の委員となる場合で、当該指導教員が学位申請以前に前2項に規定する方法により剽窃の有無を確認した場合は、第1項に規定する確認に代えることができるものとする。

(ツールの運用に関する検証及び改善)

第4条 博士論文の審査におけるツールの運用に関しては、教育課程委員会において検証を行い、必要に応じて改善を図るものとする。

(雑則)

第5条 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この申合せは、平成26年6月1日から施行し、平成26年12月1日以降に各研究科長が受理する博士論文から適用する。

附 則

この改正は、平成26年12月19日から施行する。

資料 1 1 国立大学法人大阪大学教職員就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定に基づき、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に勤務する教職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 この規則は、大学に常時勤務する教職員のうち、大学に期間を定めて雇用される者以外のもの(以下「教職員」という。)に、これを適用する。

2 教職員のうち、教員の採用、解雇その他の人事等に関する事項については、この規則のほか、国立大学法人大阪大学教員の人事等に関する特例規程の定めるところによる。

(法令との関係)

第3条 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「国大法」という。)その他の関係法令の定めるところによる。

(規則の遵守)

第4条 大学及び教職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

第5条 教職員の採用は、競争試験又は選考により行う。

2 教職員として採用されることを希望する者は、大学が必要と認める次の書類を大学に提出しなければならない。

- (1) 履歴書(大学が定める様式による。)
- (2) その他大学が必要と認める書類

(労働条件の明示)

第6条 教職員として採用しようとする者には、その採用に際して、次の労働条件に係る事項を記載した文書を交付し、その他の労働条件については口頭又は文書で明示する。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

(提出書類)

第7条 教職員として採用された者(第3号については、国立大学法人大阪大学年俸制教職員給与規程の適用を受ける者を除く。)は、採用後速やかに次の書類を大学に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
 - (2) 住民票記載事項の証明書
 - (3) 通勤経路及び利用交通機関届
 - (4) その他大学が必要と認める書類
- 2 前項の書類の提出を怠ったとき、又は当該書類に不実の記載があったときは、採用を取り消すことがある。
- 3 第1項第2号から第4号までに掲げる提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度、速やかにこれを届け出なければならない。

(赴任)

第8条 教職員は、採用後直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う等やむを得ない事由があり、大学の承認を得たときは、この限りでない。その場合、赴任日は採用の日から1週間以内とする。

(教職員の配置)

第9条 教職員の配置は、大学の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

(試用期間)

第10条 試用期間は、採用の日から6か月間とする。ただし、大学が必要と認めるときは、試用期間を延長又は短縮することができる。

2 試用期間中の教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解雇し、又は試用期間満了時に本採用しない。

- (1) 勤務成績が不良なとき。
- (2) 心身に故障があるとき。
- (3) その他教職員としての適格性を欠くとき。

3 第21条第3項の規定は、前項の規定に基づいて試用期間中の者(試用期間が14日を経過していない者を除く。)を解雇し、又は試用期間満了時に本採用しない場合に、これを準用する。

4 第22条の規定は、本条第2項の規定に基づいて試用期間中の者を解雇し、又は試用期間満了時に本採用しない場合に、これを準用する。

5 試用期間は、これを勤続年数に通算する。

第2節 評価

(勤務評価)

第11条 教職員の勤務成績については、評価を実施する。

第3節 昇任

(昇任)

第12条 教職員の昇任は、前条の勤務評価のほか、総合的な評価により行う。

第4節 異動

(異動)

第13条 大学は業務の都合により、教職員に配置転換、兼務及び出向(以下「異動」という。)を命ずることがある。

2 異動を命じられた教職員は、正当な理由なくこれを拒むことができない。

3 出向(次項に規定する場合を除く。)を命じられた教職員の取扱いについては、別に定める。

4 海外拠点等における勤務を命じられた教職員の給与及び勤務時間等に関する事項については、同人の給与等の条件、現地の法律及び事情等を考慮して、この規則(関係規程等を含む。)を適用せず、個々の海外拠点等ごとに、その実情に即した取扱いをするものとする。

5 配置転換又は出向を命じられた教職員は、保管中の備品、書類その他すべての物品を返還するとともに、指定された期日までに、後任者に対する業務の引き継ぎを完了し、所属長にその旨を報告しなければならない。

6 第8条の規定は、大学内の配置転換及び出向先から大学への復帰を命じられた場合に、これを準用する。

(管理職に関する取扱い)

第13条の2 管理又は監督の地位にある教職員(国立大学法人大阪大学教職員給与規程第25条第1項に規定する管理職をいう。)のうち、医学部附属病院の看護部長については、任期満了後に当該職以外の職(基本給表の適用を異にするものを除く。)に就く場合は、これを降任する。

(満60歳に達した職員の配置転換)

第13条の3 第13条第1項の規定にかかわらず、教員及び研究員以外の者については、満60歳に達した日以後の最初の4月1日に別に定める職への配置転換を命ずるとともに、業務の都合により兼務を命ずることがある。ただし、大学が特に必要と認められた者については、この限りではない。

第5節 休職

(休職)

第14条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とする。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を必要とするとき。
- (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたすとき。
- (3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったとき。
- (4) 職務に関連があると認められる学術上の調査研究(調査研究に関わる指導を含む。)又は公的機関の業務に従事するとき。
- (5) その他大学が特に必要と認めるとき。

- 2 試用期間中の教職員については、前項の規定を適用しない。
- 3 本節に定めるもののほか、休職に関して必要な事項は、別に定める。

(休職の期間)

- 第15条 前条第1項各号に掲げる事由による休職の期間(同条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間を除く。)は、原則として3年を超えない範囲で個々の休職ごとにこれを定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、休職を開始した日から3年を超えない範囲で、これを延長することができるものとする。
- 2 前条第1項第1号に掲げる事由による休職の期間について、復職後1年以内に同一傷病又は同一傷病に起因すると認められる傷病により再度休職となるときは、大学が特に必要と認めた場合を除き、当該傷病による休職期間は通算するものとする。
 - 3 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。ただし、その係属期間が2年を超えるときは、2年とする。

(復職)

- 第16条 休職期間が満了するまでに、第14条第1項各号に掲げる休職事由が消滅したときは、速やかに復職させる。
- 2 前項の規定は、第14条第1項第2号に掲げる事由により休職とした者について、当該休職事由が消滅するまでに、第37条の規定に基づいて懲戒処分を行うことを妨げるものではない。

第5節の2 派遣

(派遣)

第16条の2 教職員(次の各号のいずれかに該当する者を除く。)が国際協力等の目的で国際機関又は外国政府の機関等の依頼により、その業務に従事するとき(大学が認めた場合に限る。以下「派遣」という。)は、本節の規定を適用する。

- (1) 第10条第1項に規定する試用期間中の者
 - (2) 第14条第1項に規定する休職中の者
 - (3) 第37条第2項第3号に規定する停職中の者
 - (4) 第13条第1項に規定する出向中の者
- 2 本節に定めるもののほか、派遣に関して必要な事項は、別に定める。

(派遣の期間)

第16条の3 前条による派遣の期間は、原則として3年を超えない範囲で個々の派遣ごとにこれを定める。この場合において、派遣の期間が3年に満たないときは、派遣を開始した日から3年を超えない範囲で、これを延長することができるものとする。

(復帰)

第16条の4 前条の派遣期間が満了したとき、又は期間満了前であっても派遣の必要がなくなったときは、速やかに大学の職務に復帰するものとする。

第6節 退職

(退職)

第17条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって大学を退職したものとする。

- (1) 定年に達したとき 定年に達した日以後に到来する最初の3月31日
- (2) 死亡したとき 死亡日
- (3) 退職を申し出たとき 大学が退職日と認めた日
- (4) 大学の役員に就任したとき 就任日の前日
- (5) 労働契約を新たに締結したとき 新たに雇用される日の前日
- (6) 公選による公職の候補者となったとき 立候補の届出を行った日

(自己都合退職)

第18条 教職員が自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに退職願を大学に提出しなければならない。ただし、大学が特に認めた場合はこの限りでない。

(定年)

- 第19条 教職員の定年は、満65歳とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、大学が特に必要と認めた教職員については、これと異なる定めをすることができる。

(再雇用等)

第20条 前条の規定にかかわらず、満60歳に達した日以後の最初の3月31日以降に第17条第3号の規定により退職した者(教員及び研究員を除く。)のうち、再雇用されることを希望するものについては、高年齢者の意欲及び能力に応じた雇用機会の確保を事業主の責務として規定した高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)の趣旨を踏まえ、期間を定めて再雇用することがある。ただし、経営上又は業務上やむを得ない事由により再雇用を実施することができない場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、次条第1項各号に定める事由のいずれかに該当し、大学との間で雇用関係を維持しがたい場合、又は同条第2項各号に定める事由のいずれかに該当する場合は、再雇用しない。
- 3 教職員のうち、教員及び研究員については、別に定めるところにより、その定年年齢を超えて勤務延長することがある。

第7節 解雇等

(解雇等)

第21条 教職員が次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学との間で雇用関係を維持しがたい場合には、これを解雇する。ただし、その程度に至らない場合には、これを降任、降格又は降給にとどめることがある。

- (1) 勤務成績が不良なとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 第14条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事由により休職とした者について、第15条に定める休職の期間が満了したにもかかわらず、なお休職事由が消滅していないとき。
 - (4) その他職務を遂行するために必要な資格又は適格性を欠くとき。
 - (5) 経営上又は業務上やむを得ない事由によるとき。
- 2 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇する。
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したとき。
 - 3 第1項の規定による解雇を行う場合においては、30日前にその予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分を支払う。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮する。
 - 4 第1項の規定による解雇、降任、降格又は降給を行う場合においては、別に定めるところにより、不服申立ての機会を与える。

(解雇制限)

第22条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず、労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。))第19条に基づき打切補償を支払ったものとみなされる場合を含む。)、又は労基法第19条第2項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業した期間及びその後30日間
- (2) 労基法第65条に規定する産前産後の休業期間及びその後30日間

(退職者の責務)

第23条 大学を退職し又は解雇された者は、保管中の備品、書類その他すべての物品を速やかに返還するとともに、大学に対して債務を負担しているときは、その身分を失う日までにこれを完済しなければならない。

- 2 大学を退職しようとする者は、指定された期日までに後任者に対する業務の引き継ぎを完了し、その旨を所属長に報告しなければならない。

(退職証明書等)

第24条 大学を退職しようとし又は解雇された者(解雇を予告された者を含む。))が、次に掲げる事項の全部又は一部について証明書の交付を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類及び地位
- (3) 給与
- (4) 退職の事由(解雇の場合はその理由)

第3章 給与

(給与)

第25条 教職員の給与については、別に定める。

第4章 服務

(職務専念義務等)

第26条 教職員は、国大法に定める国立大学の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、その職務に専念しなければならない。

2 教職員は、大学の利益と相反する行為を行ってはならない。

(服務心得)

第27条 教職員は、法令及び大学が定める規則・規程等を遵守し、所属長の指揮命令に従って、その職務を遂行しなければならない。

2 教職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 所属長は、その指揮命令を受ける教職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先してその職務を遂行しなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第28条 教職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 大学の名誉を毀損し、又はその信用を失墜させる行為
- (2) 大学の秩序、風紀又は規律を乱す行為

(守秘義務)

第29条 教職員は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく証人又は鑑定人等として、大学の許可を得て証言する場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、教職員が退職し又は解雇された後にも、これを適用する。

(文書の配布・掲示、集会等)

第30条 教職員が大学の敷地又は施設内(以下「学内」という。)において文書又は図画を配布しようとするときは、業務の正常な遂行を妨げない方法及び態様において、これを配布しなければならない。

2 前項の文書又は図画を配布することが次の各号のいずれかに該当する場合には、その配布を禁止する。

- (1) 大学の業務の正常な運営を妨げるとき。
- (2) 第28条各号に掲げる行為に該当するとき。
- (3) 公序良俗に反するとき。
- (4) その他大学の業務に支障をきたすとき。

3 教職員が学内で文書又は図画を掲示する場合には、大学の許可を得た上で、あらかじめ指定された場所にこれを掲示しなければならない。

4 第2項の規定は、前項の掲示を行う場合について準用する。

5 教職員は大学の許可なく、学内で業務外の集会、演説、放送又はこれらに類する行為を行ってはならない。

(ハラスメントの防止等)

第31条 教職員は、「大阪大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」第2条に定めるハラスメントを行ってはならない。

2 大学は、教職員の良好な職場環境を確保するため、前項に規定するハラスメントの防止等に関する措置を講ずるものとする。

(兼業)

第32条 教職員が兼業を行おうとする場合には、別に定めるところにより、大学の許可を得なければならない。

(教職員の倫理)

第33条 教職員の職務に係る倫理については、国立大学法人大阪大学倫理規程の定めるところによる。

第5章 労働時間、休日及び休暇等

(労働時間、休日及び休暇等)

第34条 教職員の労働時間、休日及び休暇等については、国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程の定めるところによる。

第6章 研修

(研修)

- 第35条 教職員は、人格を陶冶し、職務の遂行に必要な知識、技術及び技能等の錬磨に努めなければならない。
- 2 大学は、前項の目的を達するため、業務の運営に支障のない限り、教職員に対して、別に定めるところにより、研修の機会を与えるものとする。
 - 3 教職員は、業務に関する必要な知識及び技能の向上を図るため、研修に参加することを命じられた場合には、これに応じなければならない。

第7章 表彰

(表彰)

第36条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰する。

- (1) 業務の能率向上に多大な功労があったとき。
- (2) 災害・事故の防止又は鎮圧に当たって、特別の功労があったとき。
- (3) 永年にわたり大学に勤務し、国立大学法人大阪大学永年勤続者表彰規程第2条各号に該当するとき。
- (4) その他教職員の模範として、特に推奨すべき功績があったとき。

第8章 懲戒処分等

(懲戒処分)

第37条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒する。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じなかったとき。
 - (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき。
 - (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
 - (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき。
 - (5) 大学の名誉又は信用を傷つけたとき。
 - (6) 大学の秩序、風紀又は規律を乱したとき。
 - (7) 経歴を故意に偽ったとき。
 - (8) 第31条第1項に定めるハラスメントをしたとき。
 - (9) その他法令及び大学が定める規則・規程等に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。
- 2 教職員の懲戒処分は、前項各号に掲げる非違行為の程度に応じ、以下の区分に従って行う。
 - (1) 戒告 非違行為の程度がきわめて軽微な場合、始末書を取り、将来を戒める。
 - (2) 減給 非違行為の程度が比較的軽微な場合、始末書を取り、給与の一部を減額する。ただし、1回の減額は労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の半額以内とし、総額は一給与支払期における給与の10分の1以内とする。
 - (3) 停職 非違行為の程度が軽微とはいえない場合、始末書を取り、1日以上1年を限度として職務への従事を停止し、その間の給与を支給しない。
 - (4) 諭旨解雇 非違行為の程度が雇用関係を維持しがたいほどに重大であるが情状酌量の余地がある場合、退職を勧告して解雇する。
 - (5) 懲戒解雇 非違行為の程度が雇用関係を維持しがたいほどに重大であり、かつ、情状酌量の余地がない場合、予告期間を設けずに即時解雇する。前号の退職勧告に応じなかった場合も、同様とする。
 - 3 第21条第4項の規定は、前項各号に掲げる懲戒処分を行う場合に、これを準用する。ただし、第10条第1項に規定する試用期間中の者を懲戒する場合は、この限りでない。
 - 4 第22条の規定は、本条第2項第4号及び第5号に掲げる懲戒処分を行う場合に、これを準用する。

(訓告等)

第38条 前条に規定する場合のほか、服務を厳正にし、規律を保持するため必要があるときは、訓告、嚴重注意又は注意(以下「訓告等」という。)を行う。

(損害賠償)

第39条 故意又は過失により大学に損害を与えた教職員に対しては、第37条及び前条による懲戒処分又は訓告等とは別に、損害の全部又は一部を賠償させることができる。

第9章 安全及び衛生

(安全衛生の確保に関する措置)

第40条 大学は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令に基づき、教職員の健康増進と危険防止のため必要な措置(保健衛生上必要な予防措置を含む。以下「安全衛生確保措置」という。)を講じる。

- 2 教職員は、安全衛生及び健康確保について、関係法令のほか、所属長の指示を守るとともに、大学が講じる安全衛生確保措置

に協力しなければならない。

3 前2項に規定するほか、安全衛生確保措置については、大阪大学安全衛生管理規程の定めるところによる。

(安全衛生教育)

第41条 教職員は、安全衛生及び健康確保について、大学が行う講習及び訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第42条 教職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに、直ちに所属長その他の関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(安全衛生に関する遵守事項)

第43条 教職員は、大学の安全衛生を確保するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全衛生の確保に当たっては、所属長の指示・命令等に従うこと。
- (2) 常に職場を整理、整頓し、清潔を保ち、災害防止と衛生の向上に努めること。
- (3) 大学の許可なく、安全衛生装置、消火設備その他危険防止のための機器等を移動させ、又は当該地域に立ち入る等の行為をしないこと。
- (4) 運転中の機械の取扱いには特に注意すること。
- (5) 喫煙は灰皿等の設備のある所定の場所で行い、吸殻等の始末を完全にすること。
- (6) 保護具、安全具等の使用が定められているときは、必ずこれを使用し、その効力を失わせるような行為をしないこと。

(健康診断等)

第44条 教職員の健康診断は、採用時及び毎年1回定期的にこれを行うほか、必要に応じて、全部又は一部の教職員を対象に、臨時の健康診断を行う。

- 2 前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務等に従事する教職員に対しては、特別の項目について健康診断を行う。
- 3 前2項のほか、毎年1回定期的に心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）（以下、前2項の健康診断と併せて、次項において「健康診断等」という。）を行う。
- 4 健康診断等の結果に基づいて必要と認められる場合には、教職員の就業を禁止し、勤務時間を制限する等、当該教職員の健康保持に必要な措置を講じる。
- 5 教職員は、正当な理由なく、第1項及び第2項の健康診断及び前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

第45条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その就業を禁止することがある。

- (1) 本人、同居人又は近隣の者が感染症にかかるか、その疑いのあるとき。
- (2) 勤務を継続すれば、病勢が悪化するおそれのあるとき。
- (3) 前2号に準ずる事情が存するとき。
- 2 前項第1号又は第2号に該当する場合には、直ちに所属長に届け出て、その指示に従わなければならない。
- 3 前2項に規定するほか、就業の禁止に係る措置について必要な事項は、別に定める。

第10章 出張

(出張)

第46条 業務上必要がある場合には、教職員に出張を命じることがある。

- 2 出張を命じられた教職員が出張を終えたときには、速やかにその旨を所属長に報告しなければならない。

(旅費)

第47条 前条の出張に要する旅費については、別に定める。

第11章 福利・厚生

(宿舎)

第48条 教職員による宿舎の利用については、別に定めるところによる。

(福利・厚生施設)

第49条 教職員は、その福利・厚生のために、職員会館「待兼山会館」を利用することができる。

第12章 災害補償等

(業務災害)

第50条 教職員の業務災害(業務上の負傷、疾病、障がい又は死亡)については、労基法、労災保険法及び国立大学法人大阪大学教職員労働災害補償規程(以下「災害補償規程」という。)の定めるところによる。

(通勤災害)

第51条 教職員の通勤災害(通勤による負傷、疾病、障がい又は死亡)については、労災保険法及び災害補償規程の定めるところによる。

第13章 退職手当

(退職手当)

第52条 教職員の退職手当については、国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程の定めるところによる。

第14章 職務発明等

(職務発明)

第53条 教職員が職務上発明を行い、大学がその職務発明に係る権利を承継した場合には、大阪大学発明規程に基づき補償金を支給するとともに、その発明が特に顕著なものであったときは、これを表彰する。

(権利の帰属)

第54条 教職員が職務上行った発明、考案又は著作にかかわる特許権、実用新案権等の実施権又は著作権は、必要な審査を行った上で大学に帰属させるものとする。ただし、大学がこれらの権利の全部又は一部を他に譲渡し又は行使させる場合は、本人の意思を尊重する。

(適用除外)

第55条 第8条、第12条、第13条、第13条の3、第16条の2から第16条の4まで及び第20条並びに第21条第1項ただし書の規定は、国立大学法人大阪大学特定業務職員給与規程の適用を受ける者(以下「特定業務職員」という。)には適用しないものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(退職日に関する経過措置)

2 第17条第4号の規定にかかわらず、平成16年4月1日に大学の役員に就任した者については、同日をもって大学を退職したものとする。

(定年に関する経過措置)

3 第19条第1項第1号の規定にかかわらず、当分の間、守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者及び用務員、労務作業員等の業務又は労務に従事する者の定年は、満63歳とする。

附 則

この改正は、平成17年10月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

(統合に伴う特例措置)

- 2 平成 19 年 9 月 30 日において統合前の国立大学法人大阪外国語大学（以下「旧外大」という。）に在職しており、統合により大学に身分を承継された教職員であって、第 2 条第 1 項にいう「教職員」に該当する者（以下「旧外大教職員」という。）のうち、国立大学法人大阪外国語大学職員就業規則（以下「旧外大就業規則」という。）第 76 条に規定する懲戒事由に該当する非違行為を同日以前に行ったものの懲戒処分は、従前の基準に基づき、この規則により行うものとする。
- 3 前項の規定は、訓告等の処分についても、これを準用する。

(統合に伴う経過措置)

- 4 前 2 項に定めるほか、旧外大教職員のうち、次表に掲げる者については、同表に定めるところにより、所要の経過措置を講ずるものとする。

該当条項	経過措置の対象者	経過措置の内容	経過措置の期間
第 10 条第 1 項	平成 19 年 4 月 1 日以降同年 9 月 30 日以前に旧外大に採用された者	同項中「延長又は短縮する」とあるのを「短縮し、又は設けない」と読み替える。	平成 20 年 3 月 31 日までの間
第 14 条第 1 項	施行日の前日において、旧外大就業規則第 22 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 4 号に定める休職となっており、施行日においても引き続き当該休職の要件を満たす者	従前の例による。	—
第 19 条第 1 項第 3 号	教員	従前の例による。	平成 25 年 3 月 31 日までの間

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(定年年齢の引き上げに伴う経過措置)

- 2 第 19 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、同項中「満 65 歳」とあるのは、平成 25 年 3 月 31 日までの間は「満 64 歳」と読み替えて、これを適用するものとする。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 9 月 24 日から施行する。ただし、第 49 条第 4 号を削除する改正は平成 25 年 9 月 1 日から、同条第 5 号を削除する改正は平成 26 年 4 月 1 日から、それぞれ適用する。

附 則

この改正は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正の施行日前において教職員が改正前の第21条第2項第1号の規定に該当していたことが、当該施行日以後に明らかになった場合は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

(定年に関する経過措置)

- 2 教職員のうち、教員、研究員及び特定業務職員以外のものの、令和7年4月1日から令和15年3月31日までの期間における定年は、第19条第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間に応じて、右欄に掲げる年齢に読み替えるものとする。

期間	年齢
令和7年4月1日～令和9年3月31日	満61歳
令和9年4月1日～令和11年3月31日	満62歳
令和11年4月1日～令和13年3月31日	満63歳
令和13年4月1日～令和15年3月31日	満64歳

(再雇用に関する経過措置)

- 3 第20条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により定年に達したものについては、同項中「第17条第3号の規定により退職した者」とあるのを「第17条第1号の規定により退職した者」と読み替えてこれを適用する。

附 則

この改正は、令和7年6月1日から施行する。